

ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン

追加型投信／海外／株式／インデックス型

投資信託説明書 (請求目論見書)

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
課税上は株式投資信託として取扱われます。

2025年8月30日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

1. ステート・ストリート DC 外国株式インデックス・オープンの受益権の募集については、発行者であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（委託会社）は金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2025 年 2 月 28 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 3 月 1 日にその効力が発生しております。
2. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書のうち、同法第 15 条第 3 項の規定に基づき投資者がファンドを取得する時までに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. ステート・ストリート DC 外国株式インデックス・オープンの受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
4. 当ファンドは元金が保証されているものではありません。

発行者名	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 越前谷 道平
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン
(以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

※基準価額とは、信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

（受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年3月1日から2026年2月27日まで

※当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細については、前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の<照会先>までお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（詳細については、販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込みを受けた販売会社とします（前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

① 受益権の取得申込者の制限について

当ファンドの受益権の取得申込者は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に限るものとします。なお、上記にかかわらず、ファンドの設定のため委託会社および販売会社が自己の資金をもって受益権を取得する場合があります。

② 申込証拠金

該当事項はありません。

③ 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式（これに準ずるものを含む）を主要投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資することにより、中長期的にMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式	年1回	グローバル (日本を除く)			
一般					
大型株	年2回	日本			
中小型株	年4回	北米			
債券	年6回 (隔月)	欧州 アジア	ファミリーファンド	あり ()	日経 225
一般					
公債					
社債					

その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア			TOP IX
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング			その他 (MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型					

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■ 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産 (日本を除く) を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。) を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他 (MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース))	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

④ファンドの特色

- 1 マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界の主要国の証券取引所上場株式(これに準ずるもの)を含む)に投資します。
- 2 MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
 - MSCIコクサイ・インデックスは、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成される株価指数であり、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)を当ファンドおよび投資対象とするマザーファンドのベンチマークとします。
 - 投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。
- 3 実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - 投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。
- 4 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
 - ファミリーファンド方式については、「ファンドの仕組み」をご覧ください。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資対象とするマザーファンドの概要

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。)
投資態度	<ul style="list-style-type: none">・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※投資成果の比較基準となるベンチマークの騰落率は、オリジナル指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が算出します。

ベンチマーク(オリジナル指数)

MSCIコクサイ・インデックス

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc. (以下、「MSCI」といいます。)、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者(以下、総称して「MSCI関係者」といいます。)が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下、「SSGA」といいます。)は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると默示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に関わらず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮にいれる義務はありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも默示的にも、当ファンドの発行者(SSGA)、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関する、MSCI関係者は、明示的、默示的な保証を行うものではなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

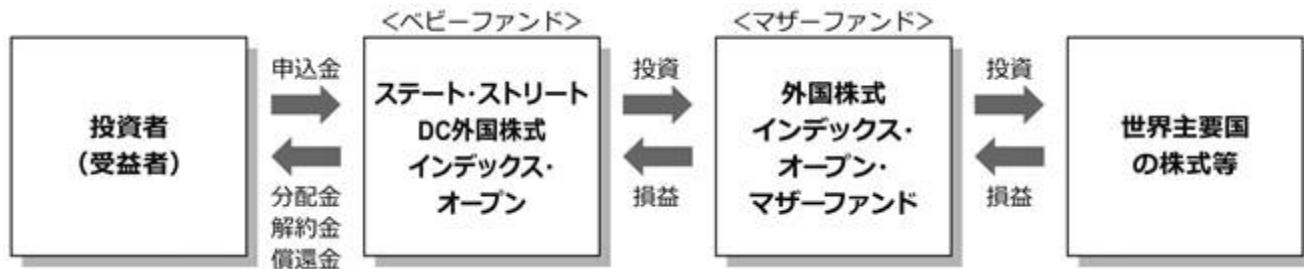
当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年1月31日 信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



② ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

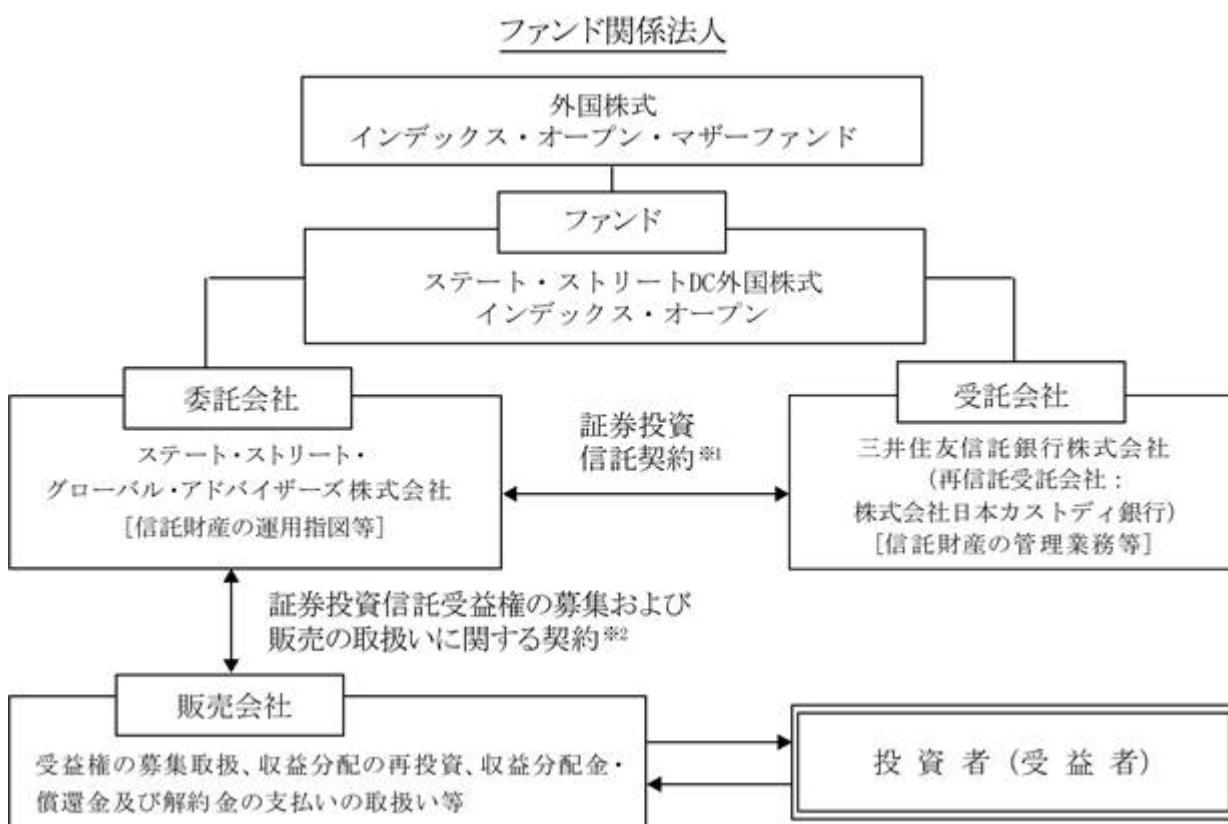
2) 三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。



※1 証券投資信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが証券投資信託契約を締結することにより成立します。証券投資信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

※2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

③ 委託会社の概況（本書提出日現在）

1) 資本金の額

3億1千万円

2) 沿革

1998年 2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
1998年 3月31日	投資顧問業の登録
1998年 8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
1998年 9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
1998年 9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
2007年 9月30日	金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第345号）
2008年 7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー	6,200株	100%

2 【投資方針】

（1）【投資方針】

当ファンドは、マザーファンド受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

マザーファンドを主たる投資対象とします。

- ① マザーファンド受益証券を主たる投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
- ② 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 株式の組入率は、原則として高位を維持します。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された外国株式インデックス・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンドの受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第16条第1項）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) コマーシャル・ペーパー
- 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から7)までの証券または証書の性質を有するもの
- 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の外国投資証券を除きます。金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
- 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものといいます。
- 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

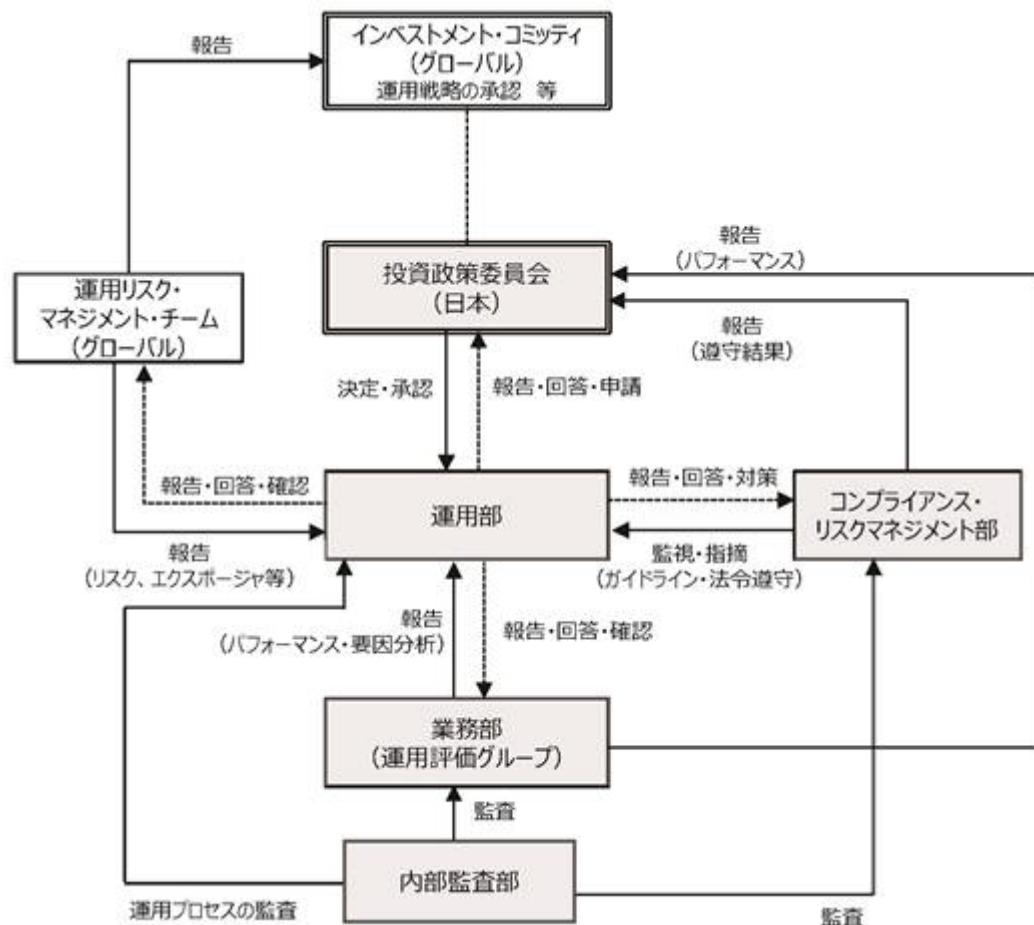
なお、1)の証券または証書および8)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から5)までの証券および8)の証券のうち2)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また9)および10)の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第16条第2項）。

- 1) 預金

- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます（信託約款第16条第3項）。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません（信託約款第16条第4項）。
- ⑥ 上記⑤においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（信託約款第16条第5項）。

（3）【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理・運用を行っています。運用モデル／プロセスは基本的に、グループ会社、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・トラスト・カンパニー（所在地：アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市）を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務部の代表等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

グローバルには、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（SSGA）のグローバル組織である運用リスク・マネジメント・チームが、ポートフォリオの運用リスクモニタリングを定期的に行ってています。当チームは運用チームとは独立した組織で、SSGAグローバルのチーフ・リスク・オフィサーに直接報告を行っており、ポートフォリオが顧客のガイドラインや運用戦略に即したリスクをとっているか、また目標リターンに見合ったリスクをとっているか、リスクに対する寄与が意図したエクスパートによるものか否か等、運用戦略の中身に実質的にフォーカスしたかたちでモニタリングを行い、その結果は継続的に運用担当チームにフィードバックされています。

当チームが行った戦略代表口座の分析結果は、インベストメント・コミッティ（グローバル）およびグローバルの運用戦略責任者によってレビューされています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

（信託約款「運用の基本方針」中「収益分配方針」）

毎決算時（原則として11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

② 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

＜分配金に関する留意事項＞

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（5）【投資制限】

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限は以下の通りです。

1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

- 3) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 6) 有価証券先物取引等は、後記②4)の範囲で行います。
- 7) スワップ取引は、後記②5)の範囲で行います。
- 8) 金利先物取引および為替先渡取引は、後記②6)の範囲で行います。
- 9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲（信託約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2) 同一銘柄の株式への投資制限（信託約款第19条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 上記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 信用取引の指図範囲（信託約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)から(c)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

4) 先物取引等の運用指図（信託約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金

融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。) および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。) ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

(b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。

5) スワップ取引の運用指図(信託約款第22条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本(c)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第23条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第24条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

(i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

- (ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 8) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第25条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行う指図をすることができるものとします。
- (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 公社債の借り入れ(信託約款第26条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記(a)の指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記(a)の借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 10) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第27条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 11) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第28条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) 上記(a)および(b)においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 12) デリバティブ取引等にかかる投資制限 (信託約款第23条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の概要は、以下の通りです。

（1）投資方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

① 株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

② 株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受

取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(a) 有価証券

(b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）

(c) 金銭債権

(d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資の対象とする有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) コマーシャル・ペーパー

7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から7) までの証券または証書の性質を有するもの

9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）

10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）

11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13) 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書および8) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から5) までの証券および8) の証券または証書のうち2) から5) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、9) または10) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブ取引は、信託約款第17条、第18条および第19条の範囲で行います。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ デリバティブ取引等にかかる投資制限
委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要国の株式に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合があり、その運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 株価変動リスク

株式の価格は、一般に個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。したがって、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

② 信用リスク

当ファンドは、日本を除く世界主要国の株式を実質的な投資対象としていることから、世界主要国の株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また、金融商品取引の相手方や受託会社の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

③ 為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である日本を除く世界主要国の株式は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

④ 流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てるために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があり、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑤ 投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ パッシブ運用のリスク

当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマークとするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネージャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

⑦ ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

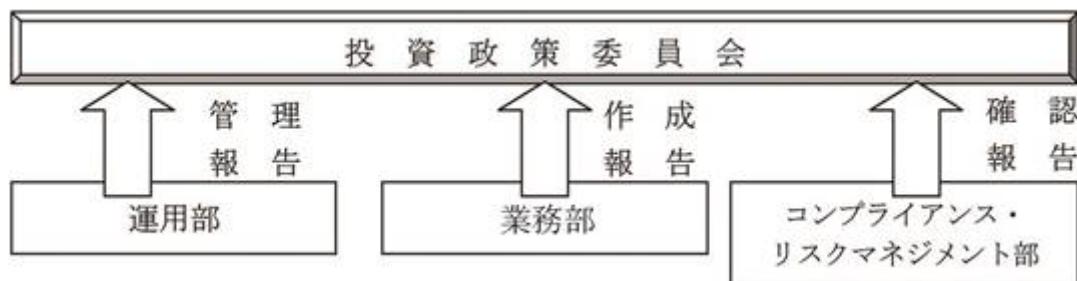
(2) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

(3) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

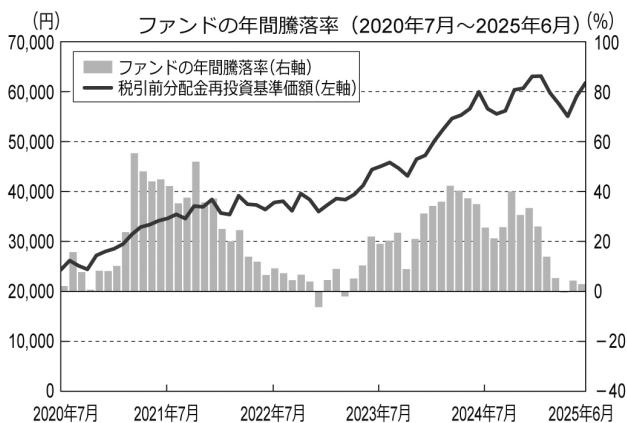
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

上記リスクに対する管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

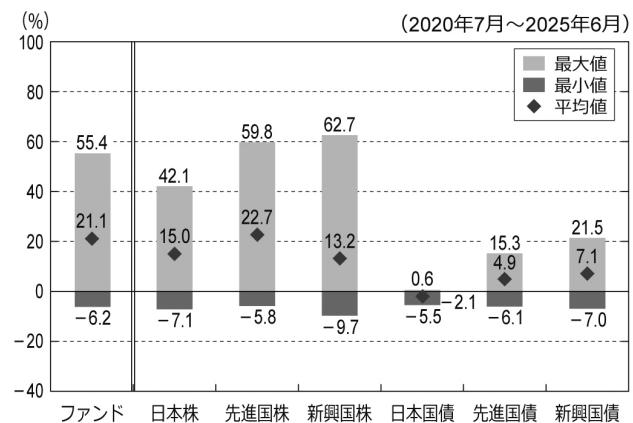
＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

＜ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移＞



＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



- 上記の左グラフは、各月末におけるファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 - 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
 - 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
 - ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
 - 上記の右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスについて、上記記載の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を表示しています。
 - 代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。
- ※上記のグラフは過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:TOPIX(東証株価指数、配当込み)

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込み手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

ただし、換金時に信託財産留保額（換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に年率1.045%（税抜0.95%）の信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支払います。

＜信託報酬率の配分（税抜）＞

支払先	信託報酬率（年率）	役務の内容
委託会社	0.35%	委託した資金の運用、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	0.50%	運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.10%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※消費税等相当額は、消費税および地方消費税に相当する金額です。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。
 - ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
 - ③ 上記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。
 - ④ ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。
- 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

上記のほか、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。

その他の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※上記（1）～（4）の当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われ、日本の居住者（法人を含みます。）である受益者については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資者に対する課税

<収益分配金に対する課税>

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。また、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

◆法人の投資者に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収^{*}が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

◆受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記の内容は、税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には変更となることがあります。

<注1>個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.09%	1.04%	0.05%

※対象期間は2023年12月1日～2024年12月2日です。

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。）です。平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用とは監査費用や有価証券の保管費用等です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2025年6月30日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	44,191,988,459	100.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		501,132	0.00
純資産総額		44,192,489,591	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

＜参考情報＞

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オープン・マザーファンド）

(2025年6月30日現在)

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	アメリカ	235,627,714,233	72.08
	イギリス	12,267,015,394	3.75
	カナダ	10,665,437,057	3.26
	フランス	9,215,963,029	2.82
	ドイツ	8,748,224,743	2.68
	スイス	8,025,302,775	2.45
	オーストラリア	5,405,802,696	1.65
	オランダ	3,985,842,887	1.22
	スウェーデン	3,094,874,179	0.95
	スペイン	2,785,321,350	0.85
	イタリア	2,624,658,235	0.80
	デンマーク	1,924,743,281	0.59
	香港	1,627,284,795	0.50
	シンガポール	1,368,455,528	0.42
	フィンランド	891,003,196	0.27
	ベルギー	861,239,313	0.26
	イスラエル	811,212,876	0.25
	ノルウェー	524,862,369	0.16
	アイルランド	383,271,926	0.12
	オーストリア	173,153,312	0.05
	ニュージーランド	155,931,212	0.05
	ポルトガル	142,604,567	0.04
小 計		311,309,918,953	95.23
投資証券	アメリカ	4,724,770,578	1.45
	オーストラリア	321,943,923	0.10
	フランス	121,325,106	0.04
	イギリス	81,747,427	0.03
	シンガポール	79,808,814	0.02
	香港	63,420,138	0.02
	小 計	5,393,015,986	1.65
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		10,194,059,702	3.12
純資産総額		326,896,994,641	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年6月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オーブン・マザーファンド	—	5,817,414,396	7.4286	43,215,420,465	7.5965	44,191,988,459	100.00

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	—	100.00
合計		100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

② 【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（外国株式インデックス・オーブン・マザーファンド）

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

(2025年6月30日現在)

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体 製造装置	752,300	20,007.11	15,051,353,807	22,843.77	17,185,373,813	5.26
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	217,752	61,429.51	13,376,399,612	71,817.07	15,638,310,932	4.78
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	463,168	34,251.42	15,864,165,884	29,118.39	13,486,708,683	4.13
4	アメリカ	株式	AMAZON COM INC	一般消費財・サ ービス流通・小 売り	294,460	30,094.70	8,861,686,890	32,336.07	9,521,680,056	2.91
5	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	メディア・娯楽	67,542	83,478.76	5,638,322,660	106,236.96	7,175,456,773	2.20
6	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体 製造装置	137,760	23,816.70	3,280,989,356	39,004.57	5,373,270,045	1.64
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	179,840	24,474.40	4,401,477,649	25,852.92	4,649,390,805	1.42
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車 部品	89,220	49,926.29	4,454,424,081	46,864.86	4,181,282,836	1.28
9	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	152,520	24,694.26	3,766,369,234	25,815.27	3,937,346,307	1.20
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	86,190	36,195.54	3,119,694,294	41,576.39	3,583,469,838	1.10
11	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	41,324	70,074.91	2,895,775,933	70,331.32	2,906,371,501	0.89
12	アメリカ	株式	ELI LILLY AND COMPANY	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエン ス	24,849	115,044.23	2,858,734,189	112,292.91	2,790,366,632	0.85

13	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	53,195	46,036.13	2,448,891,953	50,482.21	2,685,401,379	0.82
14	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	13,197	129,544.06	1,709,593,086	191,601.00	2,528,558,492	0.77
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	133,438	17,064.79	2,277,092,212	15,839.31	2,113,566,889	0.65
16	アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サービス	25,114	77,302.57	1,941,376,934	79,691.83	2,001,380,850	0.61
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	13,687	141,026.01	1,930,223,121	142,658.12	1,952,561,735	0.60
18	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	135,948	13,416.75	1,823,980,457	14,085.66	1,914,918,488	0.59
19	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	72,339	25,928.04	1,875,609,188	23,149.32	1,674,599,137	0.51
20	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	74,366	22,453.55	1,669,781,217	22,070.49	1,641,294,216	0.50
21	アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費財・サービス流通・小売り	30,619	61,928.60	1,896,191,813	53,397.23	1,634,970,073	0.50
22	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	51,859	26,659.88	1,382,555,165	30,444.85	1,578,839,704	0.48
23	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	222,887	6,843.49	1,525,326,430	6,823.44	1,520,857,676	0.47
24	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	54,557	26,521.85	1,446,953,107	26,400.31	1,440,321,773	0.44
25	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・サービス	32,210	38,345.58	1,235,111,154	43,772.28	1,409,905,139	0.43
26	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	12,148	111,686.75	1,356,770,676	115,792.95	1,406,652,757	0.43
27	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	126,107	9,307.06	1,173,685,638	10,184.48	1,284,335,140	0.39
28	アメリカ	株式	UNITED HEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	28,191	87,571.26	2,468,721,525	44,762.21	1,261,891,719	0.39
29	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	食品・飲料・タバコ	48,051	19,454.64	934,814,918	26,214.95	1,259,654,769	0.39
30	アメリカ	株式	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	ソフトウェア・サービス	66,100	10,194.29	673,843,069	18,932.45	1,251,435,566	0.38

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	ソフトウェア・サービス	10.51
	半導体・半導体製造装置	9.68
	資本財	7.45
	金融サービス	7.17
	メディア・娯楽	7.00
	銀行	6.29
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.97
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.69
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.87
	エネルギー	3.55
	ヘルスケア機器・サービス	3.41

素材	3.11
保険	3.09
食品・飲料・タバコ	2.78
公益事業	2.63
消費者サービス	1.90
自動車・自動車部品	1.77
生活必需品流通・小売り	1.77
商業・専門サービス	1.49
運輸	1.42
家庭用品・パーソナル用品	1.27
電気通信サービス	1.18
耐久消費財・アパレル	0.95
不動産管理・開発	0.28
小計	95.23
投資証券	1.65
合計	96.88

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

②投資不動産物件

該当する事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建／売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	MINI S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	173	52,180,517.78	53,835,437.50	7,795,909,704	2.38
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	買建	ユーロ	107	5,710,964.50	5,711,660.00	969,040,235	0.30
	FTSE100INDEX	インターベンチネンタル取引所	買建	イギリス・ポンド	30	2,668,650.00	2,643,450.00	524,883,432	0.16
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	12	3,789,840.00	3,816,960.00	403,414,502	0.12
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア・ドル	15	3,202,125.00	3,193,500.00	301,785,750	0.09
	FSMI INDEX	ユーレックス・チューリッヒ取引所	買建	スイス・フラン	11	1,333,420.00	1,317,030.00	238,606,325	0.07

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額（円）	1口当たりの純資産額（円）
第14期	(2015年11月30日)	分配付： 15,034,327,672 分配落： 15,034,327,672	分配付： 1.9487 分配落： 1.9487
第15期	(2016年11月30日)	分配付： 15,118,724,804 分配落： 15,118,724,804	分配付： 1.8324 分配落： 1.8324
第16期	(2017年11月30日)	分配付： 17,559,498,548 分配落： 17,559,498,548	分配付： 2.2263 分配落： 2.2263
第17期	(2018年11月30日)	分配付： 17,924,490,498 分配落： 17,924,490,498	分配付： 2.2621 分配落： 2.2621
第18期	(2019年12月 2日)	分配付： 19,265,998,634 分配落： 19,265,998,634	分配付： 2.5069 分配落： 2.5069
第19期	(2020年11月30日)	分配付： 20,581,153,917 分配落： 20,581,153,917	分配付： 2.7224 分配落： 2.7224
第20期	(2021年11月30日)	分配付： 27,743,482,228 分配落： 27,743,482,228	分配付： 3.6931 分配落： 3.6931
第21期	(2022年11月30日)	分配付： 29,016,728,254 分配落： 29,016,728,254	分配付： 3.8398 分配落： 3.8398
第22期	(2023年11月30日)	分配付： 34,537,398,172 分配落： 34,537,398,172	分配付： 4.6476 分配落： 4.6476
第23期	(2024年12月 2日)	分配付： 44,217,994,756 分配落： 44,217,994,756	分配付： 6.0775 分配落： 6.0775
2024年 6月末日		43,929,441,768	5.9974
7月末日		41,484,580,568	5.6591
8月末日		40,605,720,367	5.5561
9月末日		40,837,693,781	5.6162
10月末日		43,840,988,076	6.0370
11月末日		44,156,322,741	6.0691
12月末日		45,846,153,987	6.3057
2025年 1月末日		46,034,047,050	6.3135
2月末日		43,439,580,375	5.9768
3月末日		41,638,803,932	5.7570
4月末日		39,551,386,693	5.5092
5月末日		42,437,924,165	5.9010
6月末日		44,192,489,591	6.1763

② 【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第14期	自2014年12月 2日 至2015年11月30日	0.0000円
第15期	自2015年12月 1日 至2016年11月30日	0.0000円
第16期	自2016年12月 1日 至2017年11月30日	0.0000円
第17期	自2017年12月 1日 至2018年11月30日	0.0000円

第18期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	0.0000円
第19期	自2019年12月 3日 至2020年11月 30日	0.0000円
第20期	自2020年12月 1日 至2021年11月 30日	0.0000円
第21期	自2021年12月 1日 至2022年11月 30日	0.0000円
第22期	自2022年12月 1日 至2023年11月 30日	0.0000円
第23期	自2023年12月 1日 至2024年12月 2日	0.0000円

③【収益率の推移】

計算期間		収益率
第14期	自2014年12月 2日 至2015年11月 30日	1.6%
第15期	自2015年12月 1日 至2016年11月 30日	△6.0%
第16期	自2016年12月 1日 至2017年11月 30日	21.5%
第17期	自2017年12月 1日 至2018年11月 30日	1.6%
第18期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	10.8%
第19期	自2019年12月 3日 至2020年11月 30日	8.6%
第20期	自2020年12月 1日 至2021年11月 30日	35.7%
第21期	自2021年12月 1日 至2022年11月 30日	4.0%
第22期	自2022年12月 1日 至2023年11月 30日	21.0%
第23期	自2023年12月 1日 至2024年12月 2日	30.8%
	自2024年12月 3日 至2025年 6月 2日	△3.0%

(注) 各計算期間中の分配金を加味して算出しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第14期	自2014年12月 2日 至2015年11月 30日	1,785,630,302	1,565,324,439	7,715,118,201
第15期	自2015年12月 1日 至2016年11月 30日	1,485,339,800	949,738,394	8,250,719,607
第16期	自2016年12月 1日 至2017年11月 30日	1,296,129,109	1,659,592,790	7,887,255,926
第17期	自2017年12月 1日 至2018年11月 30日	1,219,467,606	1,182,796,732	7,923,926,800

第18期	自2018年12月 1日 至2019年12月 2日	994, 597, 469	1, 233, 432, 270	7, 685, 091, 999
第19期	自2019年12月 3日 至2020年11月 30日	1, 916, 444, 345	2, 041, 651, 303	7, 559, 885, 041
第20期	自2020年12月 1日 至2021年11月 30日	1, 359, 584, 524	1, 407, 235, 172	7, 512, 234, 393
第21期	自2021年12月 1日 至2022年11月 30日	1, 357, 101, 047	1, 312, 437, 632	7, 556, 897, 808
第22期	自2022年12月 1日 至2023年11月 30日	994, 148, 606	1, 119, 864, 735	7, 431, 181, 679
第23期	自2023年12月 1日 至2024年12月 2日	1, 024, 955, 687	1, 180, 491, 186	7, 275, 646, 180
	自2024年12月 3日 至2025年 6月 2日	435, 091, 961	518, 440, 295	7, 192, 297, 846

(注) 日本国外における設定、解約はありません。

(参考情報) 運用実績

基準価額・純資産の推移

(2025年6月30日現在)



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額・純資産総額

基準価額	61,763円
純資産総額	44,192百万円

分配の推移

決算期	分配金
第19期 (2020年11月30日)	0円
第20期 (2021年11月30日)	0円
第21期 (2022年11月30日)	0円
第22期 (2023年11月30日)	0円
第23期 (2024年12月2日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

銘柄別投資比率

国/地域名	種類	銘柄名	投資比率
1 アメリカ	株式	NVIDIA CORP	5.26%
2 アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	4.78%
3 アメリカ	株式	APPLE INC	4.13%
4 アメリカ	株式	AMAZON COM INC	2.91%
5 アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	2.20%
6 アメリカ	株式	BROADCOM INC	1.64%
7 アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	1.42%
8 アメリカ	株式	TESLA INC	1.28%
9 アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	1.20%
10 アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	1.10%

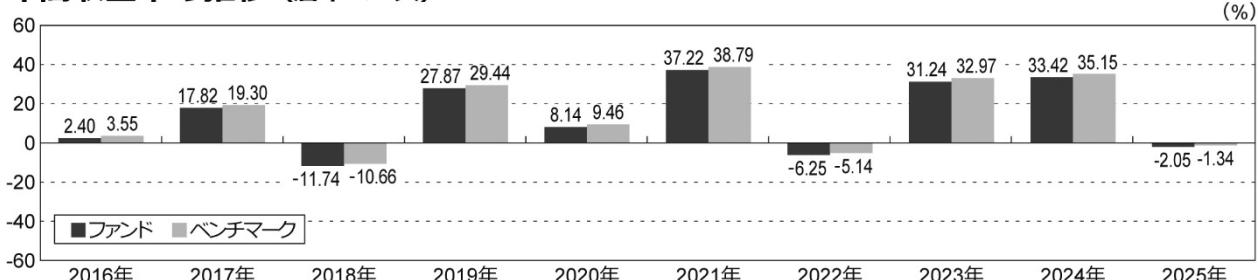
(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

業種別投資比率

業種	投資比率
1 ソフトウェア・サービス	10.51%
2 半導体・半導体製造装置	9.68%
3 資本財	7.45%
4 金融サービス	7.17%
5 メディア・娯楽	7.00%
6 銀行	6.29%
7 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.97%
8 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.69%
9 一般消費財・サービス流通・小売り	4.87%
10 エネルギー	3.55%

(注) 投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各評価金額の比率で、上位10業種について記載しています。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※2025年のファンドとベンチマークの年間収益率は年初から6月末まで算出しています。

※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

●上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。

●上記のベンチマークの情報は参考情報です。

●最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- 1) 当ファンドの受益権の取得申込者は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に限るものとします。なお、上記にかかわらず、ファンドの設定のため委託会社、および販売会社が自己の資金をもって受益権を取得する場合があります。
- 2) 当ファンドは自動けいぞく投資専用のファンドです。当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、当ファンドの取得申込みを行ってください。その際、「自動けいぞく投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 当ファンドの取得申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 4) 申込単位（購入単位）は、1円以上1円単位にて受け付けます。
- 5) 取得申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。基準価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 6) 取得申込代金（購入代金）は、購入価額に取得申込の口数を乗じて得た金額に申込手数料（購入時手数料）および当該手数料に係る消費税等相当額を加えた金額です。
- 7) 購入代金は販売会社が定める期日までにお支払ください。
- 8) 購入時手数料は前記「4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。
- 9) 購入申込不可日は、原則として、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 10) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付けを取り消すことがあります。
- 11) 当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。販売会社は、当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者（当ファンドの受益権を取得した者）は、自己に帰属する受益権につき、取得申込みを行った販売会社を通じ、委託会社に一部解約の実行の請求を行うことにより、当ファンドを換金することができます。
- 2) 当ファンドの換金申込みの申込締切時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までとし、この受付時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 3) 解約単位（換金単位）は、1口以上1口単位にて受け付けます。
- 4) 解約価額（換金価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。換金価額は、販売会社または委託会社においてご確認いただけます。換金価額の照会方法については、後記「3 資産管理等の概要（1）資産の評価 3) 基準価額の公表」をご参照ください。
- 5) 信託財産留保額は、上記4)の基準価額に0.30%の率を乗じて得た額とします。

※上記金額は1口当たりの金額です。換金口数に応じてご負担いただきます。

- 6) 換金代金（換金価額に換金する口数を乗じて得た金額）は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
- 7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
- 8) 換金申込不可日は、原則として、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日に該当する日、一部解約の実行の請求日から当該請求日にかかる一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日に該当する日です。
- 9) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の換金申込の受付を中止することおよび既に受けた受益権の換金申込の受付けを取り消すことがあります。
- 10) 換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- 1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とするマザーファンド受益証券は、当該マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

主要投資対象	有価証券等の評価方法
株式、投資証券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場で評価します。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
市場デリバティブ取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

- 2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

- 3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけるほか、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03-4530-7333

(受付時間：原則として委託会社の営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：www.ssga.com/jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記(5)の1) 2) 3) 5)の事由により信託は終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、後記(5)の1) 2) 3) 5)に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

1) 信託契約の解約

- (a) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドにかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (b) 上記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (c) 上記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (d) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (e) 上記(b)から上記(d)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2) 信託契約に関する監督官庁の命令

- (a) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (b) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記6)の規定にしたがいます。

3) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- (a) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (b) 上記(a)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記6) (d)に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

(a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

(b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

(a) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記6)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(b) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6) 信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドにかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 上記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

(e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

7) 反対受益者の買取請求

前記1)に規定する信託契約の解約または前記6)に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記1)(b)または前記6)(c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記1)

(a) または前記6)(b)に規定する公告または書面に付記します。

8) 運用報告書の提供

毎決算時（毎年11月30日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成します。

(a) 交付運用報告書は、知れている受益者に対して販売会社を通じて提供します。

(b) 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（www.ssga.com/jp）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

10) 関係法人との契約の更改に関する手続き等

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）は、契約期間満了3ヶ月前までに、別段の意思表示のない限り、原則として1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、自動けいぞく投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

② 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

③ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

④ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な約款変更が行われる場合において、当該解約または変更に異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

⑤ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2023年12月1日から2024年12月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの2023年12月1日から2024年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの2024年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,833,649	285,931
コール・ローン	213,554,693	253,942,503
親投資信託受益証券	34,533,757,092	44,213,265,769
未収利息	—	765
流動資産合計	34,750,145,434	44,467,494,968
資産合計	34,750,145,434	44,467,494,968
負債の部		
流動負債		
未払解約金	37,155,055	23,940,826
未払受託者報酬	18,251,739	23,511,521
未払委託者報酬	155,139,713	199,847,865
未払利息	573	—
その他未払費用	2,200,182	2,200,000
流動負債合計	212,747,262	249,500,212
負債合計	212,747,262	249,500,212
純資産の部		
元本等		
元本	7,431,181,679	7,275,646,180
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	27,106,216,493	36,942,348,576
（分配準備積立金）	15,459,631,227	22,740,495,840
元本等合計	34,537,398,172	44,217,994,756
純資産合計	34,537,398,172	44,217,994,756
負債純資産合計	34,750,145,434	44,467,494,968

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第22期 自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日	第23期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日
営業収益		
受取利息	—	70,516
有価証券売買等損益	6,342,008,374	10,915,108,677
営業収益合計	6,342,008,374	10,915,179,193
営業費用		
支払利息	100,457	27,176
受託者報酬	34,022,208	44,570,275
委託者報酬	289,188,642	378,847,198
その他費用	4,401,793	4,400,261
営業費用合計	327,713,100	427,844,910
営業利益又は営業損失（△）	6,014,295,274	10,487,334,283
経常利益又は経常損失（△）	6,014,295,274	10,487,334,283
当期純利益又は当期純損失（△）	6,014,295,274	10,487,334,283
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	316,313,114	926,170,614
期首剩余金又は期首次損金（△）	21,459,830,446	27,106,216,493
剩余金増加額又は欠損金減少額	3,125,287,471	4,618,561,573
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は 欠損金減少額	3,125,287,471	4,618,561,573
剩余金減少額又は欠損金増加額	3,176,883,584	4,343,593,159
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は 欠損金増加額	3,176,883,584	4,343,593,159
分配金	—	—
期末剩余金又は期末欠損金（△）	27,106,216,493	36,942,348,576

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間 2024年11月30日が休日のため、当計算期間は2023年12月1日から2024年12月2日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行つた会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
1 期首元本額	7, 556, 897, 808円	7, 431, 181, 679円
期中追加設定元本額	994, 148, 606円	1, 024, 955, 687円
期中一部解約元本額	1, 119, 864, 735円	1, 180, 491, 186円
2 受益権の総数	7, 431, 181, 679口	7, 275, 646, 180口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第22期 自 2022年12月 1日 至 2023年11月30日	第23期 自 2023年12月 1日 至 2024年12月 2日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（528, 822, 414円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（5, 169, 159, 746円）、収益調整金（14, 447, 313, 668円）及び分配準備積立金（9, 761, 649, 067円）より分配対象収益は29, 906, 944, 895円（1万口当たり40, 245円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（684, 389, 251円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（8, 876, 774, 418円）、収益調整金（16, 123, 508, 694円）及び分配準備積立金（13, 179, 332, 171円）より分配対象収益は38, 864, 004, 534円（1万口当たり53, 416円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(4) 附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベンチマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしております。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による	同左

	合、当該価額が異なることもあります。	
--	--------------------	--

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,230,308,949	10,527,832,174
合計	6,230,308,949	10,527,832,174

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期 (2023年11月30日現在)	第23期 (2024年12月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	4.6476円 (46,476円)	6.0775円 (60,775円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当する事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	外国株式インデックス・オープン・ マザーファンド	5,950,160,925	44,213,265,769	
合計		5,950,160,925	44,213,265,769	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		3,547,366,559	4,322,694,433
金銭信託		41,892,564	4,209,356
コール・ローン		3,157,185,233	3,738,438,422
株式		235,646,793,215	300,573,686,739
投資証券		4,766,064,584	5,882,727,249
派生商品評価勘定		168,779,174	450,308,607
未収入金		72,680,960	19,966,505
未収配当金		326,225,125	342,213,338
未収利息		—	11,266
差入委託証拠金		811,933,509	1,131,679,747
流動資産合計		248,538,920,923	316,465,935,662
資産合計		248,538,920,923	316,465,935,662
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		48,822,637	96,187,141
未払解約金		354,373,700	76,255,000
未払利息		8,482	—
その他未払費用		3,378	—
流動負債合計		403,208,197	172,442,141
負債合計		403,208,197	172,442,141
純資産の部			
元本等			
元本	1	44,121,532,706	42,566,344,713
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		204,014,180,020	273,727,148,808
元本等合計		248,135,712,726	316,293,493,521
純資産合計		248,135,712,726	316,293,493,521
負債純資産合計		248,538,920,923	316,465,935,662

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
1 期首元本額	45,330,301,139円	44,121,532,706円
期中追加設定元本額	3,287,174,493円	3,264,214,175円
期中一部解約元本額	4,495,942,926円	4,819,402,168円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン	5,035,657,842円	4,678,883,330円
ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン	6,140,535,410円	5,950,160,925円
ステート・ストリートDCグローバル株式インデックス・オープン	89,444,773円	85,903,749円
AMC／ステート・ストリート・リスクバジエット型バランス・オープン (ステイブル)	47,329,431円	41,989,511円
外国株式インデックス・ファンドVA1 (適格機関投資家専用)	61,048,276円	57,813,845円
外国株式インデックス・ファンドVA2 (適格機関投資家専用)	18,290,193円	14,832,281円
バランスファンドVA30A<適格機関投資家限定>	348,135円	280,825円
バランスファンドVA30B<適格機関投資家限定>	11,072,180円	7,337,386円
バランスファンドVA40A<適格機関投資家限定>	40,669円	32,868円
バランスファンドVA40B<適格機関投資家限定>	651,096円	543,253円
バランスファンドVA50A<適格機関投資家限定>	1,676,070円	1,088,389円
バランスファンドVA50B<適格機関投資家限定>	2,651,005,976円	2,003,541,516円
バランスファンドVA50C<適格機関投資家限定>	651,157円	363,924円
バランスファンドVA25A<適格機関投資家限定>	207,590,734円	130,486,349円
バランスファンドVA37.5A<適格機関投資家限定>	247,340,354円	180,464,069円
バランスファンドVA75A<適格機関投資家限定>	21,581,023円	15,889,169円
4資産バランス20VA<適格機関投資家限定>	54,555,969円	35,892,032円

4資産バランス40VA<適格機関投資家限定>	911, 290, 717円	683, 614, 489円
4資産バランス30VA<適格機関投資家限定>	112, 234, 879円	69, 898, 941円
バランスファンドVA35A<適格機関投資家限定>	438, 263, 605円	303, 530, 533円
バランスファンドVA40C<適格機関投資家限定>	20, 409, 019円	14, 769, 755円
グローバル4資産30VA<適格機関投資家限定>	12, 604, 737円	9, 466, 848円
グローバル4資産45VA<適格機関投資家限定>	18, 084, 885円	14, 631, 530円
4資産バランス30VA2<適格機関投資家限定>	6, 346, 133円	4, 235, 248円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	87, 744, 666円	61, 667, 862円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	215, 623円	133, 332円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	345, 764円	87, 345円
外国株式インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	200, 402, 541円	122, 563, 180円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	85, 450, 632円	61, 022, 136円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	16, 046, 986円	22, 831, 234円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	15, 945, 570円	13, 409, 659円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	15, 356, 427円	4, 609, 652円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	237, 173, 259円	199, 670, 717円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	2, 384, 821, 064円	1, 280, 517, 989円
全世界株式インデックス・ファンド	2, 477, 765, 492円	2, 989, 921, 771円
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン	一円	2, 519, 775円
ステート・ストリート全世界株式インデックス・オープン	一円	1, 579, 235円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	5, 335, 170円	1, 386, 650円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	6, 387, 771円	5, 315, 649円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	263, 196円	209, 767円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	535, 944, 743円	382, 022, 648円
グローバルバランス40VA3<適格	15, 388, 746円	8, 822, 246円

機関投資家限定> グローバルバランス 50VA<適格機 関投資家限定> ワールドエクイティ・ファンドVL< 適格機関投資家限定> 計	10,127,293円 21,918,764,500円 44,121,532,706円	7,031,413円 23,095,371,688円 42,566,344,713円
2 受益権の総数	44,121,532,706口	42,566,344,713円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組 方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並 びにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき 行っております。
2 金融商品の内容及び当 該金融商品に係るリス ク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取 引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンド が保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスクに晒されて おります。 デリバティブ取引には、株価指数先物取引、為替予約取引があり、株 価指数先物取引はファンド資金の流入出等に伴う組入比率やキャッシュ ・ポジションの調整、現物資産の流動性や取引コスト等を勘案した場 合の代替など、効率的な運用に資する目的として、また為替予約取引は 保有外貨建資産の売却代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払い目 的に関連して利用しております。これらは、それぞれの取引種類によ り、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク及びカウンターパ ーティーリスク等の信用リスクに晒されております。
3 金融商品に係るリス ク 管理体制	運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方 針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポ ートフォリオ管理を行っております。また、業務部の運用評価グループ は、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率及び対ベン チマーク超過収益率の算出と要因分析を行っております。さらに、コン プライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガ イドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しており、投資政策 委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確 認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をしてお ります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3) デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	26,146,525,583	65,929,069,249
投資証券	△199,225,660	960,507,157
合計	25,947,299,923	66,889,576,406

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2023年11月30日現在)		
		契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	5,503,098,479	—	5,632,442,716
	S&P 60	309,340,792	—	314,735,275
	SPI 200	244,794,400	—	240,594,303
	FTSE100 INDEX	337,131,292	—	333,778,447
	FSMI INDEX	239,983,929	—	236,811,629
	EURO STOXX 50	767,679,852	—	792,122,554
合計		7,402,028,744	—	7,550,484,924
				148,456,180

(単位：円)

区分	種類	(2024年12月2日現在)		
		契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	7,180,350,750	—	7,590,620,346
	S&P 60	400,021,267	—	428,516,868
	SPI 200	280,640,591	—	288,836,471
	FTSE100 INDEX	463,371,766	—	459,484,973
	FSMI INDEX	247,043,818	—	239,928,953
	EURO STOXX 50	798,550,679	—	785,208,570
合計		9,369,978,871	—	9,792,596,181
				422,617,310

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2023年11月30日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	2,584,883,341	—	2,549,831,592 △35,051,749
	カナダ・ドル	109,007,200	—	108,085,900 △921,300
	オーストラリア・ドル	63,068,330	—	63,274,380 206,050
	イギリス・ポンド	156,572,975	—	158,619,350 2,046,375
	ユーロ	315,000,045	—	317,870,335 2,870,290
	売建			
	アメリカ・ドル	322,621,302	—	320,197,746 2,423,556
	カナダ・ドル	24,860,762	—	24,865,957 △5,195
	オーストラリア・ドル	37,950,981	—	37,973,798 △22,817
	イギリス・ポンド	40,965,247	—	41,061,290 △96,043
	スイス・フラン	8,424,850	—	8,426,275 △1,425
	スウェーデン・クローナ	6,957,020	—	6,959,519 △2,499
	デンマーク・クローネ	6,493,800	—	6,495,090 △1,290
	ユーロ	60,572,446	—	60,516,042 56,404
	合計	3,737,378,299	—	3,704,177,274 △28,499,643

(単位：円)

区分	種類	(2024年12月2日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	3,165,483,050	—	3,112,435,675 △53,047,375
	カナダ・ドル	102,034,224	—	99,454,200 △2,580,024
	オーストラリア・ドル	48,115,761	—	46,770,240 △1,345,521
	イギリス・ポンド	129,638,597	—	125,671,194 △3,967,403
	ユーロ	319,515,340	—	309,078,853 △10,436,487
	売建			
	アメリカ・ドル	101,878,920	—	98,997,954 2,880,966
	合計	3,866,665,892	—	3,792,408,116 △68,495,844

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
 3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
 4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2023年11月30日現在)	(2024年12月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	5,6239円 (56,239円)	7,4306円 (74,306円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORPORATION	11,100	22.65	251,415.00	
	BAKER HUGHES COMPANY	29,949	43.95	1,316,258.55	
	CHENIERE ENERGY INC	6,811	224.01	1,525,732.11	
	CHEVRON CORPORATION	52,095	161.93	8,435,743.35	
	CONOCOPHILLIPS	39,452	108.34	4,274,229.68	
	COTERRA ENERGY INC	22,400	26.72	598,528.00	
	DEVON ENERGY CORPORATION	19,000	37.95	721,050.00	
	DIAMONDBACK ENERGY	5,700	177.59	1,012,263.00	
	EOG RESOURCES INC	17,106	133.26	2,279,545.56	
	EQT CORP	16,800	45.44	763,392.00	
	EXPAND ENERGY CORPORATION	6,100	98.96	603,656.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	133,338	117.96	15,728,550.48	
	HALLIBURTON CO	26,614	31.86	847,922.04	
	HESS CORP	8,300	147.18	1,221,594.00	
	HF SINCLAIR CORP	4,900	40.93	200,557.00	
	KINDER MORGAN INC	59,472	28.27	1,681,273.44	
	MARATHON PETROLEUM CORP	10,030	156.15	1,566,184.50	
	OCCIDENTAL PETROLEUM	19,024	50.58	962,233.92	
	ONEOK INC NEW	17,600	113.60	1,999,360.00	
	OVINTIV INC	8,000	45.42	363,360.00	
	PHILLIPS 66	12,583	133.98	1,685,870.34	
	SCHLUMBERGER LTD	42,962	43.94	1,887,750.28	
	TARGA RESOURCES CORP	6,300	204.30	1,287,090.00	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	580	1,600.09	928,052.20	
	VALERO ENERGY CORP	9,603	139.08	1,335,585.24	
	WILLIAMS COS	36,641	58.52	2,144,231.32	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS	6,647	334.33	2,222,291.51	
	ALBEMARLE CORP	3,500	107.70	376,950.00	
	AMCOR PLC	21,100	10.64	224,504.00	
	AVERY DENNISON CORP	2,457	205.95	506,019.15	
	BALL CORPORATION	9,104	62.16	565,904.64	
	CELANESE CORPORATION	3,372	73.21	246,864.12	

CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	5, 400	89. 66	484, 164. 00	
CORTEVA INC	20, 768	62. 24	1, 292, 600. 32	
CROWN HOLDINGS INC	3, 700	92. 09	340, 733. 00	
DOW INC	21, 135	44. 21	934, 378. 35	
DUPONT DE NEMOURS INC	12, 569	83. 59	1, 050, 642. 71	
EASTMAN CHEMICAL CO	3, 555	104. 72	372, 279. 60	
ECOLAB INC	7, 726	248. 77	1, 921, 997. 02	
FREEPORT MCMORAN INC	43, 266	44. 20	1, 912, 357. 20	
INT'L FLAVORS FRAGRANCES	7, 639	91. 36	697, 899. 04	
INT'L PAPER CO	9, 690	58. 83	570, 062. 70	
LINDE PLC	14, 314	460. 99	6, 598, 610. 86	
LYONDELLBASELL INDU CL A	7, 745	83. 34	645, 468. 30	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	1, 830	600. 00	1, 098, 000. 00	
MOSAIC CO/THE	9, 801	26. 46	259, 334. 46	
NEWMONT CORPORATION	22, 247	41. 94	933, 039. 18	
NUCOR CORP	7, 171	154. 69	1, 109, 281. 99	
PACKAGING CORP OF AMERICA	2, 700	248. 85	671, 895. 00	
PPG INDUSTRIES	6, 947	124. 37	863, 998. 39	
RELIANCE INC	1, 700	321. 24	546, 108. 00	
RPM INTERNATIONAL INC	3, 900	138. 78	541, 242. 00	
SHERWIN-WILLIAMS CO	7, 189	397. 40	2, 856, 908. 60	
SMURFIT WESTROCK PLC	7, 625	55. 02	419, 527. 50	
STEEL DYNAMICS INC	4, 400	145. 27	639, 188. 00	
VULCAN MATERIALS CO	3, 956	288. 13	1, 139, 842. 28	
WESTLAKE CORP	1, 100	128. 40	141, 240. 00	
3M CO	16, 582	133. 53	2, 214, 194. 46	
AECOM	4, 000	116. 97	467, 880. 00	
AERCAP HOLDINGS NV	5, 800	99. 36	576, 288. 00	
ALLEGION PLC W/I	2, 600	140. 84	366, 184. 00	
AMETEK INC	7, 000	194. 38	1, 360, 660. 00	
AXON ENTERPRISE INC	2, 150	646. 96	1, 390, 964. 00	
BOEING CO	21, 870	155. 44	3, 399, 472. 80	
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	3, 500	186. 47	652, 645. 00	
CARLISLE COS INC	1, 400	456. 70	639, 380. 00	
CARRIER GLOBAL CORP	24, 356	77. 37	1, 884, 423. 72	
CATERPILLAR	14, 571	406. 11	5, 917, 428. 81	
CNH INDUSTRIAL NV	26, 016	12. 56	326, 760. 96	
CUMMINS ENGINE CO	4, 112	375. 04	1, 542, 164. 48	
DEERE & CO	7, 795	465. 90	3, 631, 690. 50	
DOVER CORP	4, 114	205. 90	847, 072. 60	
EATON CORP PLC	11, 961	375. 42	4, 490, 398. 62	
EMCOR GROUP INC	1, 400	510. 12	714, 168. 00	
EMERSON ELECTRIC CO	17, 249	132. 60	2, 287, 217. 40	
FASTENAL CO	17, 200	83. 56	1, 437, 232. 00	
FORTIVE CORPORATION	10, 434	79. 33	827, 729. 22	
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	3, 800	78. 30	297, 540. 00	
GE AEROSPACE	32, 500	182. 16	5, 920, 200. 00	
GE VEROVA INC	8, 225	334. 12	2, 748, 137. 00	

GENERAL DYNAMICS CORP	7, 060	284. 01	2, 005, 110. 60	
GRACO INC	5, 100	91. 08	464, 508. 00	
GRAINGER (WW)	1, 317	1, 205. 34	1, 587, 432. 78	
HEICO CORP	1, 300	273. 37	355, 381. 00	
HEICO CORP-CLASS A	2, 300	211. 13	485, 599. 00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	19, 517	232. 93	4, 546, 094. 81	
HOWMET AEROSPACE INC	11, 629	118. 38	1, 376, 641. 02	
HUBBELL INC	1, 600	460. 09	736, 144. 00	
HUNTINGTON INGALLS IND	1, 200	197. 92	237, 504. 00	
IDEX CORP	2, 300	230. 63	530, 449. 00	
ILLINOIS TOOL WORKS	8, 918	277. 52	2, 474, 923. 36	
INGERSOLL-RAND INC	12, 027	104. 17	1, 252, 852. 59	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	4, 700	43. 66	205, 202. 00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	20, 124	83. 86	1, 687, 598. 64	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	5, 670	246. 25	1, 396, 237. 50	
LENNOX INTERNATIONAL	960	667. 13	640, 444. 80	
LOCKHEED MARTIN CORPORATION	6, 438	529. 41	3, 408, 341. 58	
MASCO CORP	6, 690	80. 56	538, 946. 40	
NORDSON CORP	1, 600	260. 99	417, 584. 00	
NORTHROP GRUMMAN CORP	4, 140	489. 65	2, 027, 151. 00	
OTIS WORLDWIDE CORP	11, 978	102. 98	1, 233, 494. 44	
OWENS CORNING	2, 600	205. 62	534, 612. 00	
PACCAR INC	15, 659	117. 00	1, 832, 103. 00	
PARKER HANNIFIN CORP	3, 868	702. 90	2, 718, 817. 20	
PENTAIR PLC	5, 034	108. 99	548, 655. 66	
QUANTA SERVICES INC	4, 400	344. 52	1, 515, 888. 00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	3, 422	295. 14	1, 009, 969. 08	
RTX CORP	39, 963	121. 83	4, 868, 692. 29	
SMITH (A. O.) CORP	3, 700	74. 49	275, 613. 00	
SNAP-ON	1, 604	369. 69	592, 982. 76	
STANLEY BLACK & DECKER INC	4, 660	89. 45	416, 837. 00	
TEXTRON	5, 652	85. 63	483, 980. 76	
TORO CO	3, 100	87. 08	269, 948. 00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	6, 731	416. 22	2, 801, 576. 82	
TRANSDIGM GROUP INC	1, 680	1, 252. 97	2, 104, 989. 60	
UNITED RENTALS INC	1, 986	866. 00	1, 719, 876. 00	
VERTIV HOLDINGS CO	10, 700	127. 60	1, 365, 320. 00	
WABTEC CORPORATION	5, 306	200. 62	1, 064, 489. 72	
WATSCO INC	1, 000	551. 60	551, 600. 00	
XYLEM INC	7, 254	126. 75	919, 444. 50	
AUTOMATIC DATA PROCESS	12, 263	306. 93	3, 763, 882. 59	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	3, 900	148. 18	577, 902. 00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS	3, 500	236. 02	826, 070. 00	
CINTAS CORP	10, 896	225. 79	2, 460, 207. 84	
COPART INC	25, 900	63. 39	1, 641, 801. 00	
DAYFORCE INC	4, 800	79. 99	383, 952. 00	

EQUIFAX INC	3,703	261.56	968,556.68	
JACOBS SOLUTIONS INC	3,700	141.23	522,551.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	3,900	165.40	645,060.00	
PAYCHEX INC	9,651	146.27	1,411,651.77	
PAYCOM SOFTWARE INC	1,600	231.92	371,072.00	
REPUBLIC SERVICES INC	6,602	218.30	1,441,216.60	
ROLLINS	8,825	50.33	444,162.25	
SS&C TECHNOLOGIES HLDGS	6,800	77.34	525,912.00	
TRANSUNION	5,900	101.50	598,850.00	
VERALTO CORP	7,389	108.19	799,415.91	
VERISK ANALYTICS INC	4,300	294.21	1,265,103.00	
WASTE CONNECTIONS INC	7,763	192.47	1,494,144.61	
WASTE MANAGEMENT (NEW)	12,020	228.22	2,743,204.40	
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	3,400	105.58	358,972.00	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	6,616	76.59	506,719.44	
CSX CORP	58,215	36.55	2,127,758.25	
DELTA AIR LINES INC	4,900	63.82	312,718.00	
EXPEDITORS INTL WASH INC	4,284	121.64	521,105.76	
FEDEX CORP	6,940	302.67	2,100,529.80	
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	62,800	5.00	314,000.00	
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	2,457	189.11	464,643.27	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	4,900	59.36	290,864.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	6,769	275.85	1,867,228.65	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	5,800	225.14	1,305,812.00	
SOUTHWEST AIRLINES CO	4,310	32.36	139,471.60	
UBER TECHNOLOGIES INC	56,600	71.96	4,072,936.00	
U-HAUL HOLDING CO	2,900	62.44	181,076.00	
UNION PACIFIC CORP	18,266	244.66	4,468,959.56	
UNITED PARCEL SERVICE -CL B	21,897	135.72	2,971,860.84	
APTIV PLC	8,012	55.53	444,906.36	
FORD MOTOR COMPANY	118,025	11.13	1,313,618.25	
GENERAL MOTORS CO	33,699	55.59	1,873,327.41	
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	21,700	12.23	265,391.00	
TESLA INC	86,300	345.16	29,787,308.00	
DECKERS OUTDOOR CORP	4,620	195.96	905,335.20	
DR HORTON INC	8,766	168.78	1,479,525.48	
GARMIN LTD	4,600	212.60	977,960.00	
LENNAR CORP-CL A	7,212	174.39	1,257,700.68	
LULULEMON ATHLETICA INC	3,400	320.66	1,090,244.00	
NIKE B	35,704	78.77	2,812,404.08	
NVR INC	92	9,235.58	849,673.36	
PULTE GROUP INC	6,263	135.27	847,196.01	
AIRBNB INC-CLASS A	13,200	136.11	1,796,652.00	
BOOKING HOLDINGS INC	1,003	5,201.98	5,217,585.94	
CARNIVAL CORP	30,466	25.43	774,750.38	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	41,350	61.52	2,543,852.00	
DARDEN RESTAURANTS	3,519	176.27	620,294.13	

DOMINO'S PIZZA INC	1,050	476.19	499,999.50	
DOORDASH INC - A	9,200	180.48	1,660,416.00	
DRAFTKINGS INC-CL A	13,100	43.65	571,815.00	
EXPEDIA GROUP INC	3,827	184.62	706,540.74	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS INC	7,417	253.44	1,879,764.48	
HYATT HOTELS CORP - CL A	1,400	157.94	221,116.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	11,000	53.06	583,660.00	
MARRIOTT INT'L A	7,144	289.09	2,065,258.96	
MCDONALD'S CORP	21,528	296.01	6,372,503.28	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	7,100	38.34	272,214.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	7,400	244.06	1,806,044.00	
STARBUCKS CORP	33,952	102.46	3,478,721.92	
WYNN RESORTS LTD	3,000	94.38	283,140.00	
YUM! BRANDS INC	8,458	138.94	1,175,154.52	
ALPHABET INC-CL A	175,840	168.95	29,708,168.00	
ALPHABET INC-CL C	150,820	170.49	25,713,301.80	
CHARTER COMMUNICATION-A	2,825	396.96	1,121,426.12	
COMCAST CORP-CL A	115,912	43.19	5,006,239.28	
DISCOVERY INC-W/T	68,653	10.48	719,483.44	
DISNEY (WALT) CO NEW	54,464	117.47	6,397,886.08	
ELECTRONIC ARTS	7,624	163.67	1,247,820.08	
FOX CORP	4,338	44.73	194,038.74	
FOX CORPORATION-CLASS A	6,669	47.12	314,243.28	
INTERPUBLIC GROUP OF COS	11,539	30.81	355,516.59	
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	6,300	88.36	556,668.00	
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	4,800	138.25	663,600.00	
MATCH GROUP INC	7,394	32.74	242,079.56	
META PLATFORMS INC-A	65,582	574.32	37,665,054.24	
NETFLIX INC	12,877	886.81	11,419,452.37	
NEWS CORP - CLASS A	11,256	29.35	330,363.60	
OMNICOM GROUP	5,888	104.82	617,180.16	
PINTEREST INC- CLASS A	17,800	30.32	539,696.00	
ROBLOX CORP -CLASS A	14,100	50.13	706,833.00	
ROKU INC	3,800	69.03	262,314.00	
SEA LTD-ADR	11,100	113.80	1,263,180.00	
SNAP INC - A	30,400	11.81	359,024.00	
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	4,600	476.96	2,194,016.00	
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	5,300	188.38	998,414.00	
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	13,400	128.55	1,722,570.00	
AMAZON COM INC	283,460	207.89	58,928,499.40	
AUTOZONE INC	511	3,169.54	1,619,634.94	
BEST BUY COMPANY INC	6,186	90.00	556,740.00	
BURLINGTON STORES INC	1,900	281.88	535,572.00	
CARMAX INC	4,650	83.97	390,460.50	
CARVANA CO	3,400	260.42	885,428.00	

DICK'S SPORTING GOODS INC	1,800	207.24	373,032.00	
EBAY INC	14,722	63.29	931,755.38	
GENUINE PARTS CO	4,200	126.73	532,266.00	
GLOBAL-E ONLINE LTD	2,700	52.28	141,156.00	
HOME DEPOT	29,839	429.13	12,804,810.07	
LKQ CORP	7,965	39.29	312,944.85	
LOWE'S COMPANIES	17,006	272.43	4,632,944.58	
MERCADOLIBRE	1,370	1,985.17	2,719,682.90	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	1,738	1,243.22	2,160,716.36	
POOL CORP	1,100	377.09	414,799.00	
ROSS STORES INC	10,012	154.87	1,550,558.44	
TJX COMPANIES INC	33,922	125.69	4,263,656.18	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	3,244	283.67	920,225.48	
ULTA BEAUTY INC	1,456	386.64	562,947.84	
WILLIAMS-SONOMA INC	3,900	172.02	670,878.00	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	11,300	19.85	224,305.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	13,297	971.88	12,923,088.36	
DOLLAR GENERAL CORP	6,509	77.27	502,950.43	
DOLLAR TREE INC	6,203	71.27	442,087.81	
KROGER CO	20,592	61.08	1,257,759.36	
SYSCO CORP	14,903	77.11	1,149,170.33	
TARGET CORP	13,905	132.31	1,839,770.55	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	21,729	9.02	195,995.58	
WALMART INC	132,648	92.50	12,269,940.00	
ALTRIA GROUP INC	51,232	57.74	2,958,135.68	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND	14,384	54.60	785,366.40	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	5,480	42.08	230,598.40	
BUNGE GLOBAL SA	4,375	89.74	392,612.50	
COCA-COLA CO	123,107	64.08	7,888,696.56	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	1,500	77.58	116,370.00	
CONAGRA BRANDS INC	14,527	27.55	400,218.85	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,916	240.95	1,184,510.20	
GENERAL MILLS	16,761	66.26	1,110,583.86	
HORMEL FOODS CORP	9,000	32.43	291,870.00	
JM SMUCKER CO	3,188	117.79	375,514.52	
KELLOGG CO	8,287	81.29	673,650.23	
KEURIG DR PEPPER INC	34,700	32.65	1,132,955.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	4,300	77.24	332,132.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	7,598	78.41	595,759.18	
MOLSON COORS BEVERAGE COMPANY-B	5,700	62.06	353,742.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	40,061	64.95	2,601,961.95	
MONSTER BEVERAGE CORP	22,080	55.13	1,217,270.40	
PEPSICO INC	41,136	163.45	6,723,679.20	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	46,751	133.06	6,220,688.06	

THE CAMPBELLS COMPANY	5, 710	46. 20	263, 802. 00	
THE HERSHEY COMPANY	4, 400	176. 13	774, 972. 00	
THE KRAFT HEINZ CO/THE	27, 155	31. 97	868, 145. 35	
TYSON FOODS INC-CL A	8, 626	64. 50	556, 377. 00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	7, 400	110. 13	814, 962. 00	
CLOROX CO	3, 683	167. 17	615, 687. 11	
COLGATE-PALMOLIVE CO	23, 262	96. 63	2, 247, 807. 06	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	6, 913	72. 12	498, 565. 56	
KENVUE INC	57, 148	24. 08	1, 376, 123. 84	
KIMBERLY-CLARK CORP	10, 057	139. 35	1, 401, 442. 95	
PROCTER & GAMBLE CO	70, 539	179. 26	12, 644, 821. 14	
ABBOTT LABORATORIES	52, 177	118. 77	6, 197, 062. 29	
ALIGN TECHNOLOGY	2, 100	232. 77	488, 817. 00	
BAXTER INTERNATIONAL	15, 243	33. 71	513, 841. 53	
BECTON DICKINSON	8, 709	221. 90	1, 932, 527. 10	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	44, 248	90. 66	4, 011, 523. 68	
CARDINAL HEALTH INC	7, 271	122. 24	888, 807. 04	
CENCORA INC	5, 342	251. 55	1, 343, 780. 10	
CENTENE CORP	16, 022	60. 00	961, 320. 00	
COOPER COS INC/THE	6, 024	104. 46	629, 267. 04	
CVS HEALTH CORPORATION	37, 621	59. 85	2, 251, 616. 85	
DAVITA INC	1, 400	166. 17	232, 638. 00	
DEXCOM INC	12, 000	77. 99	935, 880. 00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	18, 000	71. 35	1, 284, 300. 00	
ELEVANCE HEALTH INC	6, 995	406. 96	2, 846, 685. 20	
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	13, 666	83. 22	1, 137, 284. 52	
HCA HEALTHCARE INC	5, 833	327. 22	1, 908, 674. 26	
HENRY SCHEIN INC	3, 900	77. 05	300, 495. 00	
HOLOGIC INC	7, 016	79. 50	557, 772. 00	
HUMANA	3, 649	296. 38	1, 081, 490. 62	
IDEXX LABORATORIES	2, 460	421. 75	1, 037, 505. 00	
INSULET CORP	2, 100	266. 78	560, 238. 00	
INTUITIVE SURGICAL INC COM NEW	10, 664	542. 00	5, 779, 888. 00	
LABCORP HOLDINGS INC	2, 544	241. 16	613, 511. 04	
MCKESSON CORP	3, 898	628. 50	2, 449, 893. 00	
MEDTRONIC PLC	38, 605	86. 54	3, 340, 876. 70	
MOLINA HEALTHCARE INC	1, 800	297. 90	536, 220. 00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	3, 346	162. 66	544, 260. 36	
RESMED INC	4, 433	249. 02	1, 103, 905. 66	
SOLVENTUM CORP	4, 395	71. 51	314, 286. 45	
STERIS PLC	3, 000	219. 06	657, 180. 00	
STRYKER CORP	10, 267	392. 15	4, 026, 204. 05	
TELEFLEX	1, 400	192. 85	269, 990. 00	
THE CIGNA GROUP	8, 428	337. 80	2, 846, 978. 40	
UNITED HEALTH GROUP INC	27, 691	610. 20	16, 897, 048. 20	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	1, 820	205. 00	373, 100. 00	
VEEVA SYSTEMS A	4, 600	227. 85	1, 048, 110. 00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	6, 231	112. 10	698, 495. 10	

ABBVIE INC	52, 957	182. 93	9, 687, 424. 01	
AGILENT TECHNOLOGIES INC	8, 720	137. 97	1, 203, 098. 40	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	3, 800	253. 07	961, 666. 00	
AMGEN INC	16, 114	282. 87	4, 558, 167. 18	
AVANTOR INC	20, 200	21. 06	425, 412. 00	
BIOGEN INC	4, 401	160. 63	706, 932. 63	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	5, 621	66. 03	371, 154. 63	
BIO-RAD LABORATORIES-A	600	340. 53	204, 318. 00	
BIO-TECHNE CORP	4, 800	75. 36	361, 728. 00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	60, 776	59. 22	3, 599, 154. 72	
CATALENT INC	5, 400	61. 11	329, 994. 00	
CHARLES RIVER LABORATORIES	1, 500	199. 06	298, 590. 00	
DANAHER CORP	19, 469	239. 69	4, 666, 524. 61	
ELI LILLY AND COMPANY	24, 239	795. 35	19, 278, 488. 65	
EXACT SCIENCES CORP	5, 400	62. 08	335, 232. 00	
GILEAD SCIENCES INC	37, 510	92. 58	3, 472, 675. 80	
ILLUMINA INC	4, 700	144. 15	677, 505. 00	
INCYTE CORP	5, 008	74. 59	373, 546. 72	
IQVIA HOLDINGS INC	5, 432	200. 84	1, 090, 962. 88	
JOHNSON & JOHNSON	72, 266	155. 01	11, 201, 952. 66	
MERCK & CO	76, 160	101. 64	7, 740, 902. 40	
METTLER TOLEDO INTERNATIONAL	647	1, 251. 20	809, 526. 40	
MODERNA INC	9, 800	43. 06	421, 988. 00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	3, 000	126. 75	380, 250. 00	
PFIZER	170, 488	26. 21	4, 468, 490. 48	
REGENERON PHARMACEUTICALS	3, 257	750. 22	2, 443, 466. 54	
REVVITY INC	3, 700	116. 14	429, 718. 00	
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	11, 400	26. 66	303, 924. 00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	10, 200	16. 78	171, 156. 00	
THERMO ELECTRON CORP	11, 481	529. 63	6, 080, 682. 03	
UNITED THERAPEUTICS CORP	1, 300	370. 49	481, 637. 00	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	7, 710	468. 13	3, 609, 282. 30	
VIATRIS INC	35, 471	13. 09	464, 315. 39	
WATERS CORPORATION	1, 777	384. 72	683, 647. 44	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	2, 150	325. 68	700, 212. 00	
ZOETIS INC	13, 595	175. 25	2, 382, 523. 75	
BANK OF AMERICA CORP	209, 587	47. 51	9, 957, 478. 37	
CITIGROUP INC	57, 251	70. 87	4, 057, 378. 37	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	13, 500	48. 14	649, 890. 00	
FIFTH THIRD BANCORP	20, 620	48. 06	990, 997. 20	
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	300	2, 295. 00	688, 500. 00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	43, 615	18. 01	785, 506. 15	
JPMORGAN CHASE & CO	85, 390	249. 72	21, 323, 590. 80	
KEYCORP	27, 891	19. 48	543, 316. 68	
M & T BANK CORP	4, 991	219. 99	1, 097, 970. 09	
PNC BANK CORP	11, 987	214. 72	2, 573, 848. 64	
REGIONS FINANCIAL CORP	27, 645	27. 26	753, 602. 70	

TRUIST FINANCIAL CORPORATION	40,238	47.68	1,918,547.84	
US BANCORP	46,935	53.29	2,501,166.15	
WELLS FARGO COMPANY	102,097	76.17	7,776,728.49	
ALLY FINANCIAL INC.	8,175	39.98	326,836.50	
AMERICAN EXPRESS	17,115	304.68	5,214,598.20	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	2,946	573.97	1,690,915.62	
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	11,966	175.03	2,094,408.98	
ARES MANAGEMENT CORP - A	5,600	176.73	989,688.00	
BANK NEW YORK MELLO CORP	22,157	81.87	1,813,993.59	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	39,734	483.02	19,192,316.68	
BLACKROCK FUNDING INC/DE	4,440	1,022.80	4,541,232.00	
BLACKSTONE INC	21,500	191.09	4,108,435.00	
BLOCK INC-A	14,300	88.55	1,266,265.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,499	192.01	2,207,922.99	
CARLYLE GROUP INC/THE	7,000	53.23	372,610.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,100	215.85	669,135.00	
CME GROUP INC	10,789	238.00	2,567,782.00	
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	5,800	296.20	1,717,960.00	
COREBRIDGE FINANCIAL INC	8,200	32.37	265,434.00	
CORPAY INC	1,981	381.18	755,117.58	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	7,532	182.43	1,374,062.76	
EQUITABLE HOLDINGS INC	9,500	48.23	458,185.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	1,150	490.67	564,270.50	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	16,396	85.30	1,398,578.80	
FISERV INC	17,302	220.96	3,823,049.92	
FRANKLIN RESOURCES INC	9,205	22.76	209,505.80	
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	1,600	87.23	139,568.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	7,678	118.96	913,374.88	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	9,474	608.57	5,765,592.18	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	17,225	160.96	2,772,536.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES, INC.	2,200	176.18	387,596.00	
KKR & CO INC	18,700	162.87	3,045,669.00	
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	2,200	325.15	715,330.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	1,100	258.69	284,559.00	
MASTERCARD INC-CLASS A	24,754	532.94	13,192,396.76	
MOODY'S CORPORATION	4,949	499.98	2,474,401.02	
MORGAN STANLEY	36,399	131.61	4,790,472.39	
MSCI INC	2,380	609.63	1,450,919.40	
NASDAQ INC	12,920	82.99	1,072,230.80	
NORTHERN TRUST CORP	6,105	111.16	678,631.80	
PAYPAL HOLDINGS INC	29,122	86.77	2,526,915.94	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	5,872	169.28	994,012.16	

ROBINHOOD MARKETS INC - A	15,700	37.54	589,378.00	
S&P GLOBAL INC	9,612	522.51	5,022,366.12	
SCHWAB (CHARLES) CORP	48,035	82.76	3,975,376.60	
SEI INVESTMENTS CO COM	3,300	82.63	272,679.00	
STATE STREET CORP	8,831	98.51	869,941.81	
SYNCHRONY FINANCIAL	11,815	67.52	797,748.80	
T ROWE PRICE GROUP INC	6,693	123.84	828,861.12	
TOAST INC-CLASS A	11,800	43.54	513,772.00	
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	3,500	135.50	474,250.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	50,095	315.08	15,783,932.60	
AFLAC	16,010	114.00	1,825,140.00	
ALLSTATE CORP	7,928	207.39	1,644,187.92	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	2,100	146.86	308,406.00	
AMERICAN INT'L GROUP	19,317	76.88	1,485,090.96	
AON PLC	5,834	391.54	2,284,244.36	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	11,250	100.72	1,133,100.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	6,600	312.24	2,060,784.00	
ASSURANT INC	1,600	227.10	363,360.00	
BROWN & BROWN INC	7,200	113.10	814,320.00	
CHUBB LTD	11,484	288.73	3,315,775.32	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	4,637	159.83	741,131.71	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	800	440.56	352,448.00	
EVEREST GROUP LTD	1,300	387.56	503,828.00	
FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	7,902	63.39	500,907.78	
HARTFORD FINANCIAL SVCS	8,809	123.31	1,086,237.79	
LOEWS CORP	5,705	86.73	494,794.65	
MARKEL GROUP INC	395	1,782.92	704,253.40	
MARSH & MCLENNAN COS	14,775	233.23	3,445,973.25	
METLIFE INC	17,871	88.23	1,576,758.33	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	6,986	87.09	608,410.74	
PROGRESSIVE CORP	17,589	268.88	4,729,330.32	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	10,735	129.41	1,389,216.35	
TRAVELERS COS INC/THE ST. PAUL TRAVELERS	6,834	266.04	1,818,117.36	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	3,028	322.00	975,016.00	
WR BERKLEY CORP	9,333	64.55	602,445.15	
ACCENTURE PLC-CL A	18,747	362.37	6,793,350.39	
ADOBE INC	13,238	515.93	6,829,881.34	
AKAMAI TECHNOLOGIES	4,472	94.02	420,457.44	
ANSYS INC	2,600	351.10	912,860.00	
APPLOVIN CORP-CLASS A	6,200	336.75	2,087,850.00	
ASPEN TECHNOLOGY INC	900	250.00	225,000.00	
ATLASSIAN CORP-CL A	4,800	263.58	1,265,184.00	
AUTODESK INC	6,437	291.90	1,878,960.30	
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	4,700	49.50	232,650.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	8,200	306.81	2,515,842.00	
CHECK POINT SOFTWARE	2,603	182.00	473,746.00	

TECHNOLOGIES LTD.				
CLOUDFLARE INC - CLASS A	8,900	99.83	888,487.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	14,955	80.49	1,203,727.95	
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	7,000	345.97	2,421,790.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	1,300	323.51	420,563.00	
DATADOG INC - CLASS A	8,400	152.75	1,283,100.00	
DOCUSIGN INC	6,200	79.69	494,078.00	
DYNATRACE INC	8,500	56.19	477,615.00	
EPAM SYSTEMS INC	1,700	243.92	414,664.00	
FAIR ISAAC CORP	740	2,375.03	1,757,522.20	
FORTINET INC	19,500	95.05	1,853,475.00	
GARTNER INC	2,300	517.93	1,191,239.00	
GEN DIGITAL INC	16,600	30.85	512,110.00	
GODADDY INC-CLASS A	4,200	197.57	829,794.00	
HUBSPOT INC	1,440	721.05	1,038,312.00	
IBM CORP	27,661	227.41	6,290,388.01	
INTUIT CORP	8,406	641.73	5,394,382.38	
MANHATTAN ASSOCIATES INC	1,800	285.44	513,792.00	
MICROSOFT CORP	211,932	423.46	89,744,724.72	
MICROSTRATEGY INC-CL A	5,500	387.47	2,131,085.00	
MONDAY.COM LTD	1,077	285.36	307,332.72	
MONGODB INC	2,200	322.49	709,478.00	
NUTANIX INC - A	7,600	65.28	496,128.00	
OKTA INC	4,800	77.56	372,288.00	
ORACLE CORP	49,859	184.84	9,215,937.56	
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	60,900	67.08	4,085,172.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	9,720	387.82	3,769,610.40	
PTC INC	3,600	200.06	720,216.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,200	566.44	1,812,608.00	
SALESFORCE INC	28,727	329.99	9,479,622.73	
SAMSARA INC-CL A	6,100	53.49	326,289.00	
SERVICENOW INC	6,164	1,049.44	6,468,748.16	
SNOWFLAKE INC-CLASS A	9,000	174.80	1,573,200.00	
SYNOPSYS INC	4,605	558.49	2,571,846.45	
TWILIO INC - A	4,600	104.54	480,884.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	1,300	629.17	817,921.00	
VERISIGN INC	2,599	187.18	486,480.82	
WIX.COM LTD	1,600	223.74	357,984.00	
WORKDAY INC CLASS A	6,372	249.99	1,592,936.28	
ZOOM COMMUNICATIONS INC	7,500	82.69	620,175.00	
ZSCALER INC	2,700	206.59	557,793.00	
AMPHENOL CORP-CL A	36,100	72.65	2,622,665.00	
APPLE INC	456,268	237.33	108,286,084.44	
ARISTA NETWORKS	8,000	405.82	3,246,560.00	
CDW CORP/DE	4,000	175.93	703,720.00	
CISCO SYSTEMS	119,782	59.21	7,092,292.22	
CORNING	24,428	48.67	1,188,910.76	

DELL TECHNOLOGIES INC-C	9,477	127.59	1,209,170.43	
F5 INC	1,800	250.35	450,630.00	
HEWLETT-PACKARD CO	29,203	35.43	1,034,662.29	
HP ENTERPRISE CO	39,076	21.22	829,192.72	
JABIL INC	3,400	135.83	461,822.00	
JUNIPER NETWORKS INC	9,508	35.92	341,527.36	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	5,300	170.84	905,452.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	5,003	499.70	2,499,999.10	
NETAPP INC	6,148	122.64	753,990.72	
PURE STORAGE INC - CLASS A	9,200	52.99	487,508.00	
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	6,278	101.33	636,149.74	
SUPER MICRO COMPUTER INC	15,800	32.64	515,712.00	
TE CONNECTIVITY PLC	9,162	151.12	1,384,561.44	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	1,400	485.26	679,364.00	
TRIMBLE INC	7,443	72.97	543,115.71	
WESTERN DIGITAL CORP	10,392	72.99	758,512.08	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,500	407.00	610,500.00	
AT & T INC	215,683	23.16	4,995,218.28	
T MOBILE US INC	15,790	246.94	3,899,182.60	
VERIZON COMMUNICATIONS	126,684	44.34	5,617,168.56	
AES CORPORATION	21,262	13.04	277,256.48	
ALLIANT ENERGY CORP	7,590	63.20	479,688.00	
AMEREN CORPORATION	7,977	94.39	752,949.03	
AMERICAN ELECTRIC POWER	15,885	99.86	1,586,276.10	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	5,800	136.94	794,252.00	
ATMOS ENERGY CORP	4,558	151.32	689,716.56	
CENTERPOINT ENERGY INC	19,056	32.62	621,606.72	
CMS ENERGY CORP	9,000	69.71	627,390.00	
CONSOLIDATED EDISON	10,359	100.59	1,042,011.81	
CONSTELLATION ENERGY	9,336	256.56	2,395,244.16	
DOMINION ENERGY INC	25,260	58.75	1,484,025.00	
DTE ENERGY	6,266	125.78	788,137.48	
DUKE ENERGY CORP	23,265	117.05	2,723,168.25	
EDISON INTERNATIONAL	11,416	87.75	1,001,754.00	
ENTERGY CORP	6,420	156.17	1,002,611.40	
ESSENTIAL UTILITIES INC	7,800	40.03	312,234.00	
EVERGY INC	6,700	64.63	433,021.00	
EVERSOURCE ENERGY	10,571	64.49	681,723.79	
EXELON CORP	30,109	39.56	1,191,112.04	
FIRSTENERGY CORP	16,316	42.55	694,245.80	
NEXTERA ENERGY INC	61,860	78.67	4,866,526.20	
NISOURCE INC	13,500	38.09	514,215.00	
NRG ENERGY INC	6,200	101.61	629,982.00	
P G & E CORP	61,100	21.63	1,321,593.00	
PPL CORPORATION	22,166	34.93	774,258.38	
PUBLIC SV ENTERPRISE CO	15,002	94.30	1,414,688.60	
SEMPRA	19,082	93.67	1,787,410.94	
SOUTHERN CO	32,939	89.13	2,935,853.07	

VISTRA CORP	10,400	159.84	1,662,336.00	
WEC ENERGY GROUPINC	9,386	101.05	948,455.30	
XCEL ENERGY INC	16,744	72.56	1,214,944.64	
ADVANCED MICRO DEVICES	48,642	137.18	6,672,466.35	
ANALOG DEVICES	14,966	218.05	3,263,336.30	
APPLIED MATERIALS	24,741	174.71	4,322,500.11	
BROADCOM INC	133,060	162.08	21,566,364.80	
ENPHASE ENERGY INC	4,100	71.35	292,535.00	
ENTEGRIS INC	4,500	105.63	475,335.00	
FIRST SOLAR INC	3,000	199.27	597,810.00	
INTEL CORP	128,028	24.05	3,079,073.40	
KLA CORPORATION	4,018	647.03	2,599,766.54	
LAM RESEARCH CORP	38,900	73.88	2,873,932.00	
MARVELL TECHNOLOGY INC	25,900	92.69	2,400,671.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	16,120	68.17	1,098,900.40	
MICRON TECHNOLOGY	33,330	97.95	3,264,673.50	
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	1,460	567.64	828,754.40	
NVIDIA CORP	736,100	138.25	101,765,825.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	7,691	229.37	1,764,084.67	
ON SEMICONDUCTOR CORP	12,800	71.12	910,336.00	
QORVO INC	2,925	69.05	201,971.25	
QUALCOMM	33,418	158.53	5,297,755.54	
SKYWORKS SOLUTIONS INC.	4,751	87.59	416,140.09	
TERADYNE INC	4,900	110.00	539,000.00	
TEXAS INSTRUMENTS	27,386	201.03	5,505,407.58	
CBRE GROUP INC-A	9,184	139.99	1,285,668.16	
COSTAR GROUP	12,200	81.34	992,348.00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	34,700	4.55	157,885.00	
ZILLW GROUP INC-C	4,500	84.71	381,195.00	
アメリカ・ドル小計		10,930,718	1,558,542,146.71 (234,124,201,279)	
カナダ・ド ル	ARC RESOURCES LTD	17,900	25.81	461,999.00
	CAMECO CORP	12,922	83.85	1,083,509.70
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	63,480	47.52	3,016,569.60
	CENOVUS ENERGY INC	41,148	22.18	912,662.64
	ENBRIDGE INC	65,471	60.57	3,965,578.47
	IMPERIAL OIL LTD	5,485	103.69	568,739.65
	KEYERA CORP	6,842	46.17	315,895.14
	MEG ENERGY CORP	8,000	25.20	201,600.00
	PARKLAND CORPORATION	4,200	36.15	151,830.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	17,349	57.68	1,000,690.32
	SUNCOR ENERGY INC	37,830	55.71	2,107,509.30
	TC ENERGY CORP	31,028	68.26	2,117,971.28
	TOURMALINE OIL CORP	10,600	66.08	700,448.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	14,966	118.06	1,766,885.96
	BARRICK GOLD CORP	52,580	24.52	1,289,261.60
	CCL INDUSTRIES INC	4,400	77.61	341,484.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	21,128	19.13	404,178.64

FRANCO NEV CORP	5,762	171.44	987,837.28	
IVANHOE MINES LTD-CL A	22,300	18.85	420,355.00	
KINROSS GOLD CORP	36,963	13.71	506,762.73	
LUNDIN MINING CORP	20,600	13.74	283,044.00	
NEWMONT CORPORATION	1,688	58.91	99,440.08	
NUTRIEN LTD	14,653	65.40	958,306.20	
PAN AMERICAN SILVER CORP	10,900	31.06	338,554.00	
TECK RESOURCES LTD	13,608	65.37	889,554.96	
WEST FRASER TIMBER CO LTD	1,700	137.52	233,784.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	13,647	87.12	1,188,926.64	
CAE Inc.	9,550	32.91	314,290.50	
STANTEC INC	3,300	121.27	400,191.00	
TOROMONT INDUSTRIES LTD	2,500	115.00	287,500.00	
WSP GLOBAL INC	3,900	248.97	970,983.00	
ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	11,800	29.70	350,460.00	
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	7,000	66.41	464,870.00	
RB GLOBAL INC	5,400	138.34	747,036.00	
THOMSON REUTERS CORP	4,679	228.44	1,068,870.76	
AIR CANADA	4,800	24.96	119,808.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	16,025	156.34	2,505,348.50	
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	21,465	107.11	2,299,116.15	
TFI INTERNATIONAL INC	2,400	213.17	511,608.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	8,038	63.63	511,457.94	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	4,215	69.60	293,364.00	
RESTAURANT BRANDS INTERN	9,233	97.51	900,309.83	
CANADIAN TIRE CORP.	1,531	154.37	236,340.47	
DOLLARAMA INC	8,485	145.84	1,237,452.40	
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	22,900	81.91	1,875,739.00	
EMPIRE CO LTD 'A'	4,266	41.98	179,086.68	
LOBLAW COMPANIES LTD	4,572	181.70	830,732.40	
METRO INC	6,318	91.23	576,391.14	
WESTON (GEORGE)	1,790	225.05	402,839.50	
SAPUTO INC	7,407	26.10	193,322.70	
BANK OF MONTREAL	21,894	133.50	2,922,849.00	
BANK OF NOVA SCOTIA	37,151	79.85	2,966,507.35	
CANADIAN IMPERIAL BANK	28,328	90.88	2,574,448.64	
NATIONAL BANK OF CANADA	10,246	138.71	1,421,222.66	
ROYAL BANK OF CANADA	42,542	176.16	7,494,198.72	
TRONTO-DOMINION BANK	52,462	79.23	4,156,564.26	
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	10,536	80.31	846,146.16	
BROOKFIELD CORP	40,945	86.04	3,522,907.80	
IGM FINANCIAL INC	2,433	47.31	115,105.23	
ONEX CORPORATION	2,009	113.89	228,805.01	
TMX GROUP LTD	8,000	44.27	354,160.00	

FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	622	1,986.30	1,235,478.60	
GREAT-WEST LIFECO INC	8,246	50.41	415,680.86	
IA FINANCIAL CORP INC	2,793	133.83	373,787.19	
INTACT FINANCIAL CORP	5,400	266.67	1,440,018.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	52,820	45.07	2,380,597.40	
POWER CORP OF CANADA	17,033	47.16	803,276.28	
SUN LIFE FINANCIAL INC	17,391	86.17	1,498,582.47	
CGI INC	6,184	158.48	980,040.32	
CONSTELLATION SOFTWARE	605	4,734.16	2,864,166.80	
DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	2,500	165.10	412,750.00	
OPEN TEXT CORP	8,084	42.64	344,701.76	
SHOPIFY INC - CLASS A	36,400	161.84	5,890,976.00	
BCE INC	2,115	37.90	80,158.50	
QUEBECOR INC -CL B	4,800	33.06	158,688.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	10,905	50.00	545,250.00	
TELUS CORP	14,803	21.80	322,705.40	
ALTAGAS LTD	8,913	34.24	305,181.12	
BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	4,050	44.62	180,711.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	3,800	35.94	136,572.00	
EMERA	8,600	53.42	459,412.00	
FORTIS INC	14,868	62.59	930,588.12	
HYDRO ONE	9,800	45.79	448,742.00	
FIRSTSERVICE CORP	1,200	273.12	327,744.00	
カナダ・ドル小計		1,227,202	92,729,218.81 (9,926,662,874)	
オーストラリア・ドル	SANTOS	98,112	6.61	648,520.32
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	56,295	24.51	1,379,790.45
	AMCOR PLC-CDI	21,750	16.51	359,092.50
	BHP GROUP LIMITED	96,049	40.57	3,896,707.93
	BLUESCOPE STEEL LTD	13,346	22.13	295,346.98
	FORTESCUE LTD	51,112	18.99	970,616.88
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	13,036	56.21	732,753.56
	MINERAL RESOURCES LTD	5,201	33.63	174,909.63
	NEWMONT CORP-CDI	10,739	65.09	699,001.51
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	33,945	17.51	594,376.95
	ORICA	14,692	18.11	266,072.12
	RIO TINTO LTD	11,195	118.24	1,323,696.80
	SOUTH32 LTD	136,871	3.72	509,160.12
	REECE LTD	6,565	25.74	168,983.10
	SGH LTD	5,956	49.51	294,881.56
	BRAMBLES LTD	42,063	19.03	800,458.89
	COMPUTERSHARE LIMITED	16,072	31.89	512,536.08
	QANTAS AIRWAYS LTD	23,007	8.77	201,771.39
	TRANSURBAN GROUP	93,248	12.80	1,193,574.40
	ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	17,009	67.75	1,152,359.75
	LOTTERY CORP LTD/THE	65,777	5.18	340,724.86
	CAR GROUP LTD	10,876	41.50	451,354.00
	REA GROUP LTD	1,584	251.53	398,423.52
	SEEK LTD	10,386	26.12	271,282.32

	WESFARMERS LIMITED	34, 180	71. 83	2, 455, 149. 40	
	COLES GROUP LTD	40, 130	18. 59	746, 016. 70	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	46, 335	4. 37	202, 483. 95	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	36, 834	30. 18	1, 111, 650. 12	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	23, 718	11. 33	268, 724. 94	
	COCHLEAR LIMITED	1, 940	304. 24	590, 225. 60	
	PRO MEDICUS LTD	1, 717	251. 89	432, 495. 13	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	5, 357	39. 59	212, 083. 63	
	SONIC HEALTHCARE LIMITED	13, 655	28. 57	390, 123. 35	
	CSL LIMITED	14, 549	282. 22	4, 106, 018. 78	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	89, 369	31. 17	2, 785, 631. 73	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	50, 252	158. 58	7, 968, 962. 16	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	92, 304	39. 10	3, 609, 086. 40	
	WESTPAC BANKING	103, 171	33. 36	3, 441, 784. 56	
	AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	5, 880	66. 06	388, 432. 80	
	BLOCK INC - CDI	2, 469	138. 31	341, 487. 39	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	10, 887	231. 11	2, 516, 094. 57	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	7, 092	34. 80	246, 801. 60	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	71, 171	8. 53	607, 088. 63	
	MEDIBANK PRIVATE LTD.	81, 879	3. 82	312, 777. 78	
	QBE INSURANCE GROUP	45, 203	20. 00	904, 060. 00	
	SUNCORP GROUP LTD	37, 797	19. 70	744, 600. 90	
	WISETECH GLOBAL LTD	5, 520	128. 10	707, 112. 00	
	XERO LTD	4, 338	173. 85	754, 161. 30	
	TELSTRA GROUP LTD	119, 667	3. 94	471, 487. 98	
	APA GROUP	39, 501	7. 22	285, 197. 22	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	50, 957	10. 87	553, 902. 59	
	オーストラリア・ドル小計		1, 890, 758	54, 790, 036. 83 (5, 345, 863, 894)	
イギリス・ポンド	BP PLC	485, 329	3. 85	1, 866, 817. 99	
	SHELL PLC	186, 166	25. 32	4, 712, 792. 29	
	ANGLO AMERICAN PLC	38, 100	25. 21	960, 310. 50	
	ANTOFAGASTA PLC	11, 659	17. 02	198, 494. 47	
	BHP GROUP LTD	56, 604	20. 80	1, 177, 363. 20	
	CRH PLC	20, 580	80. 62	1, 659, 159. 60	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	4, 092	34. 50	141, 174. 00	
	ENDEAVOUR MINING PLC	5, 611	15. 44	86, 633. 84	
	GLENCORE PLC	310, 410	3. 80	1, 179, 402. 79	
	MONDI PLC	12, 901	11. 90	153, 586. 40	
	RIO TINTO PLC REG	33, 916	49. 37	1, 674, 263. 34	
	SMURFIT WESTROCK PLC	7, 863	43. 24	339, 996. 12	
	ASHTEAD GROUP PLC	13, 125	62. 90	825, 562. 50	
	BAE SYSTEMS PLC	91, 164	12. 27	1, 118, 582. 28	
	BUNZL PLC	10, 109	35. 58	359, 678. 22	
	DCC (GB)	2, 866	57. 25	164, 078. 50	
	FERGUSON ENTERPRISES INC/DE	6, 083	169. 30	1, 029, 851. 90	

MELROSE INDUSTRIES PLC	38,723	5.74	222,424.91	
ROLLS ROYCE HOLDINGS PLC	255,875	5.59	1,429,317.75	
SMITHS GROUP PLC	10,271	17.71	181,899.41	
SPIRAX GROUP PLC	2,202	71.70	157,883.40	
EXPERIAN PLC	27,647	37.51	1,037,038.97	
INTERTEK GROUP PLC	4,716	47.16	222,406.56	
RELX PLC	48,945	37.05	1,813,412.25	
RENTOKIL INITIAL PLC	74,714	3.94	294,223.73	
BARRATT REDROW PLC	41,191	4.28	176,173.90	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	3,032	41.48	125,767.36	
PERSIMMON PLC	9,537	12.58	119,975.46	
TAYLOR WIMPEY PLC	108,410	1.31	142,017.10	
COMPASS GROUP PLC	50,824	26.91	1,367,673.84	
ENTAIN PLC	18,236	8.06	146,909.21	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	5,304	216.10	1,146,194.40	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	4,781	98.00	468,538.00	
PEARSON	18,004	12.33	221,989.32	
WHITBREAD PLC	5,388	28.50	153,558.00	
AUTO TRADER GROUP PLC	27,055	8.39	226,991.45	
INFORMA PLC	39,943	8.57	342,151.73	
WPP PLC	32,172	8.59	276,421.82	
JD SPORTS FASHION PLC	78,700	1.02	80,116.60	
KINGFISHER PLC	55,838	2.48	138,199.05	
NEXT PLC	3,566	100.80	359,452.80	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	61,545	3.83	235,532.71	
SAINSBURY (J) PLC	50,437	2.61	131,741.44	
TESCO PLC	205,611	3.66	753,358.70	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	10,197	21.98	224,130.06	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	59,823	29.88	1,787,511.24	
COCA COLA HBC AG CDI	6,210	28.04	174,128.40	
DIAGEO	66,673	23.52	1,568,482.32	
IMPERIAL BRANDS PLC	24,072	25.69	618,409.68	
HALEON PLC	231,068	3.74	864,887.52	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	20,743	48.60	1,008,109.80	
UNILEVER PLC	40,733	47.01	1,914,858.33	
SMITH&NEOHOW PLC	25,854	9.97	257,764.38	
ASTRAZENECA PLC	46,551	106.12	4,939,992.12	
GSK PLC	124,706	13.35	1,664,825.10	
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	5,103	19.24	98,181.72	
BARCLAYS PLC	436,102	2.64	1,150,437.07	
HSBC HOLDINGS PLC	546,276	7.33	4,002,564.25	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,840,454	0.53	976,544.89	
NATWEST GROUP PLC	211,841	4.03	853,083.70	
STANDARD CHARTERED PLC	63,055	9.72	613,146.82	
3I GROUP PLC	29,285	37.09	1,086,180.65	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	10,488	10.94	114,686.28	

LONDON STOCK EXCAHNGE GROUP	14,385	112.70	1,621,189.50	
M&G PLC	67,005	1.98	132,803.91	
SCHRODERS PLC	22,611	3.15	71,269.87	
WISE PLC - A	20,040	8.82	176,752.80	
ADMIRAL GROUP PLC	7,908	25.63	202,682.04	
AVIVA PLC	81,098	4.84	392,271.02	
LEGAL & GENERAL GROUP	175,951	2.21	389,379.56	
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	22,489	5.14	115,593.46	
PRUDENTIAL PLC	81,607	6.42	523,753.72	
SAGE GROUP PLC/THE	30,397	13.12	398,808.64	
HALMA PLC	11,365	27.08	307,764.20	
BT GROUP PLC	191,188	1.59	304,562.48	
VODAFONE GROUP PLC	667,124	0.71	472,857.49	
CENTRICA PLC	154,834	1.27	197,258.51	
NATIONAL GRID PLC	144,764	9.93	1,436,927.46	
SEVERN TRENT PLC	8,141	26.97	219,562.77	
SSE PLC	32,789	17.71	580,857.13	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	19,909	11.19	222,881.25	
イギリス・ポンド小計	8,132,084		61,304,217.95 (11,690,714,363)	
スイス・フ ラン	CLARIANT AG-REG	6,335	10.61	67,214.35
	EMS CHEMIE HOLDING AG RE	212	626.50	132,818.00
	GIVAUDAN-REG	278	3,881.00	1,078,918.00
	HOLCIM LTD	15,681	89.74	1,407,212.94
	SIG GROUP AG	9,107	17.42	158,643.94
	SIKA AG-BEARER	4,587	228.10	1,046,294.70
	ABB LTD	47,457	50.28	2,386,137.96
	GEBERIT AG-REG	1,006	530.40	533,582.40
	SCHINDLER HLDG AG	704	249.50	175,648.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	1,205	254.40	306,552.00
	VAT GROUP AG	818	351.40	287,445.20
	ADECCO GROUP AG-REG	5,035	23.50	118,322.50
	SGS SA-REG	4,622	87.48	404,332.56
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	1,444	210.60	304,106.40
	CIE FINANCIERE RICHEMON REG	16,173	122.70	1,984,427.10
	THE SWATCH GROUP AG-B	855	159.95	136,757.25
	AVOLTA AG (REGD)	2,750	32.56	89,540.00
	BARRY CALLEBAUT AG REG	107	1,344.00	143,808.00
	LINDT SPRUENGLI PTG CERT CHF10	29	10,180.00	295,220.00
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	3	100,000.00	300,000.00

	ROCHE HOLDING AG GENUSS	21,082	255.50	5,386,451.00	
	ROCHE HOLDING AG-BR	967	270.80	261,863.60	
	SANDOZ GROUP AG	12,391	40.14	497,374.74	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	903	87.45	78,967.35	
	JULIUS BAER GROUP LTD	6,096	58.30	355,396.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	683	1,280.00	874,240.00	
	UBS GROUP AG	98,951	28.48	2,818,124.48	
	BALOISE HOLDING AG REG	1,306	167.40	218,624.40	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	1,122	154.40	173,236.80	
	SWISS LIFE HOLDING AG	863	721.80	622,913.40	
	SWISS RE LTD	9,016	130.15	1,173,432.40	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	4,403	558.60	2,459,515.80	
	TEMENOS GROUP AG-REG	1,693	57.85	97,940.05	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	4,564	71.50	326,326.00	
	SWISSCOM	782	508.50	397,647.00	
	BKW AG	633	151.40	95,836.20	
	SWISS PRIME SITE REG	2,268	97.35	220,789.80	
	スイス・フランス小計		449,485	42,403,958.50 (7,212,489,300)	
香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LIMITED	81,623	40.50	3,305,731.50	
	SWIRE PACIFIC A	12,500	64.05	800,625.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	41,500	109.60	4,548,400.00	
	MTR CORP	47,246	27.25	1,287,453.50	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	40,000	20.25	810,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	65,000	34.55	2,245,750.00	
	SANDS CHINA LTD	71,744	19.84	1,423,400.96	
	WH GROUP LIMITED	249,500	6.17	1,539,415.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	111,989	23.90	2,676,537.10	
	HANG SENG BANK	22,500	92.45	2,080,125.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	36,341	289.80	10,531,621.80	
	AIA GROUP LTD	328,084	58.15	19,078,084.60	
	HKT TRUST AND HKT LTD	112,000	9.67	1,083,040.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LIMITED	18,500	53.60	991,600.00	
	CLP HOLDINGS	49,317	65.30	3,220,400.10	
	HONGKONG CHINA GAS	335,197	5.90	1,977,662.30	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	41,000	51.00	2,091,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LIMITED	58,633	31.80	1,864,529.40	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	43,308	24.40	1,056,715.20	
	SINO LAND	116,997	7.62	891,517.14	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	43,108	77.25	3,330,093.00	
	WHARF HOLDINGS LTD	32,000	21.35	683,200.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	49,125	20.85	1,024,256.25	
	香港・ドル小計		2,007,212	68,541,157.85 (1,322,844,347)	

シンガポー ル・ドル	KEPPEL LTD	43,400	6.73	292,082.00	
	SINGAPORE TECH ENGR.	47,700	4.50	214,650.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	77,500	2.41	186,775.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	45,100	6.31	284,581.00	
	GENTING SINGAPORE LTD	178,300	0.77	136,399.50	
	WILMAR INTERL LTD SGD0.5	56,600	3.08	174,328.00	
	DBS GROUP HOLDING	59,621	42.43	2,529,719.03	
	OVERSEA-CHINESE BANKING	101,924	16.28	1,659,322.72	
	UNITED OVERSEAS BANK	38,043	36.36	1,383,243.48	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	25,300	12.72	321,816.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	223,574	3.10	693,079.40	
	SEMCORP INDUSTRIES LTD	27,100	5.22	141,462.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	70,275	2.73	191,850.75	
	シンガポール・ドル小計		994,437	8,209,308.88 (918,539,571)	
ニュージー ランド・ド ル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	45,416	7.76	352,428.16	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	17,815	38.05	677,860.75	
	INFRATIL LTD	27,553	12.85	354,056.05	
	MERCURY NZ LTD	20,427	6.62	135,226.74	
	MERIDIAN ENERGY LTD	39,492	6.21	245,245.32	
ニュージーランド・ドル小計		150,703		1,764,817.02 (156,380,435)	
スウェーデ ン・クロー ナ	BOLIDEN AB	8,018	325.40	2,609,057.20	
	HOLMEN AB-B SHARES	2,240	410.80	920,192.00	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	18,203	141.70	2,579,365.10	
	ADDTECH AB-B SHARES	7,886	300.00	2,365,800.00	
	ALFA LAVAL AB	8,757	464.30	4,065,875.10	
	ASSA ABLOY AB-B	30,223	334.90	10,121,682.70	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	80,930	174.15	14,093,959.50	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	47,094	154.10	7,257,185.40	
	BEIJER REF AB	11,659	172.00	2,005,348.00	
	EPIROC AB-A	19,757	198.75	3,926,703.75	
	EPIROC AB-B	11,519	179.90	2,072,268.10	
	INDUTRADE AB	8,119	278.40	2,260,329.60	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	4,596	277.00	1,273,092.00	
	LIFCO AB-B SHS	7,001	331.00	2,317,331.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	45,455	46.22	2,100,930.10	
	SAAB AB-B	9,680	238.85	2,312,068.00	
	SANDVIK AB	32,180	201.70	6,490,706.00	
	SKANSKA AB-B	10,043	227.50	2,284,782.50	
	SKF AB-B SHARES	10,066	209.50	2,108,827.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	6,435	360.60	2,320,461.00	
	VOLVO AB-A SHS	6,004	273.00	1,639,092.00	
	VOLVO AB-B SHS	47,872	271.60	13,002,035.20	
	SECURITAS B	15,183	137.95	2,094,494.85	

	EVOLUTION AB	5, 085	952. 00	4, 840, 920. 00	
	HENNES & MAURITZ B	17, 161	151. 25	2, 595, 601. 25	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	18, 283	300. 20	5, 488, 556. 60	
	GETINGE AB-B SHS	6, 907	170. 45	1, 177, 298. 15	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	5, 666	302. 40	1, 713, 398. 40	
	NORDEA BANK ABP	94, 926	123. 35	11, 709, 122. 10	
	SKAND. ENSKILDA BANKEN A	47, 882	151. 50	7, 254, 123. 00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	43, 803	113. 50	4, 971, 640. 50	
	SWEDBANK AB	25, 644	213. 80	5, 482, 687. 20	
	EQT AB	11, 257	330. 50	3, 720, 438. 50	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	3, 703	358. 20	1, 326, 414. 60	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	4, 874	357. 50	1, 742, 455. 00	
	INVESTOR AB-B SHS	52, 145	299. 25	15, 604, 391. 25	
	LUNDBERGFORETAGEN B	2, 238	529. 00	1, 183, 902. 00	
	"ERICSSON (LM) TEL, SEK1 SER B"	83, 462	88. 68	7, 401, 410. 16	
	HEXAGON AB-B SHS	62, 675	92. 94	5, 825, 014. 50	
	TELE2 AB-B SHS	15, 684	114. 45	1, 795, 033. 80	
	TELIA COMPANY AB	69, 673	31. 95	2, 226, 052. 35	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	20, 207	83. 92	1, 695, 771. 44	
	SAGAX AB-B	6, 690	241. 60	1, 616, 304. 00	
スウェーデン・クローナ小計		1, 046, 885		181, 592, 120. 90	
				(2, 495, 075, 740)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	9, 402	226. 40	2, 128, 612. 80	
	EQUINOR ASA	25, 207	267. 20	6, 735, 310. 40	
	NORSK HYDRO	42, 310	68. 30	2, 889, 773. 00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	4, 989	310. 60	1, 549, 583. 40	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	2, 618	1, 299. 00	3, 400, 782. 00	
	MOWI ASA	13, 314	200. 40	2, 668, 125. 60	
	ORKLA ASA	20, 692	101. 90	2, 108, 514. 80	
	SALMAR ASA	1, 982	574. 00	1, 137, 668. 00	
	DNB BANK ASA	26, 942	230. 70	6, 215, 519. 40	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	6, 150	196. 40	1, 207, 860. 00	
ノルウェー・クローネ小計		172, 218		32, 461, 309. 40	
				(440, 175, 354)	
デンマーク・クローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	10, 601	413. 70	4, 385, 633. 70	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	285	2, 574. 00	733, 590. 00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	29, 933	109. 70	3, 283, 650. 10	
	A P MOLLER MAERSK A/S	134	11, 975. 00	1, 604, 650. 00	
	A. P. MOLLER-MAERSK A DKK1000	88	11, 570. 00	1, 018, 160. 00	
	DSV A/S	6, 148	1, 507. 00	9, 265, 036. 00	
	PANDORA A/S	2, 503	1, 136. 50	2, 844, 659. 50	
	CARLSBERG B	2, 915	726. 80	2, 118, 622. 00	
	COLOPLAST B	3, 788	889. 40	3, 369, 047. 20	
	DEMAND A/S	2, 833	269. 20	762, 643. 60	
	GENMAB A/S	1, 888	1, 526. 00	2, 881, 088. 00	

	NOVO NORDISK A/S-B	96,642	757.30	73,186,986.60	
	ZEALAND PHARMA A/S	1,922	730.00	1,403,060.00	
	DANSKE BANK A/S	20,212	202.70	4,096,972.40	
	TRYG A/S	10,320	162.60	1,678,032.00	
	ORSTED A/S	5,046	391.80	1,977,022.80	
デンマーク・クローネ小計		195,258		114,608,853.90 (2,430,853,790)	
イスラエル・シェケル	ICL GROUP LIMITED	23,381	16.53	386,487.93	
	ELBIT SYSTEMS LTD	786	903.90	710,465.40	
	TEVA PHARMACEUTICAL IND LTD	22,893	60.83	1,392,581.19	
	BANK HAPOALIM BM	38,036	42.92	1,632,505.12	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	45,974	42.40	1,949,297.60	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	35,010	24.40	854,244.00	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	4,624	159.80	738,915.20	
	NICE LTD	1,853	667.00	1,235,951.00	
	AZRIELI GROUP	1,274	293.10	373,409.40	
イスラエル・シェケル小計		173,831		9,273,856.84 (383,780,945)	
ユーロ	ENI SPA	69,171	13.41	927,306.42	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	13,982	15.54	217,210.37	
	NESTE OYJ	12,471	14.40	179,644.75	
	OMV AG	4,297	37.92	162,942.24	
	REPSOL SA	35,354	11.83	418,061.05	
	TENARIS SA	12,212	18.16	221,769.92	
	TOTAL SE	64,922	54.97	3,568,762.34	
	AIR LIQUIDE	17,393	157.28	2,735,571.04	
	AKZO NOBEL	5,050	55.30	279,265.00	
	ARKEMA	1,729	75.00	129,675.00	
	BASF SE	26,852	42.42	1,139,061.84	
	COVESTRO	5,388	57.72	310,995.36	
	DSM-FIRMENICH AG	5,633	103.95	585,550.35	
	EVONIK INDUSTRIES AG	7,711	17.36	133,901.51	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	4,134	119.40	493,599.60	
	NLG) ARCELORMITTAL	14,075	23.84	335,548.00	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	17,584	9.19	161,632.12	
	SYENSQO SA	2,156	70.26	151,480.56	
	SYMRISE AG	3,995	104.50	417,477.50	
	UPM-KYMMENE	15,813	24.90	393,743.70	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	5,302	43.96	233,075.92	
	AIRBUS SE	17,877	147.56	2,637,930.12	
	ALSTOM	10,183	21.29	216,796.07	
	BOUYGUES SA	5,775	28.16	162,624.00	
	BRENNNTAG SE	3,899	61.00	237,839.00	
	CIE DE SAINT-GOBAIN	13,647	86.34	1,178,281.98	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	14,855	35.80	531,809.00	
	DASSAULT AVIATION SA	595	188.40	112,098.00	
	EIFFAGE EUR4 (POST SUBDIV ISIO	2,222	85.40	189,758.80	
	FERROVIAL SE	14,281	39.02	557,244.62	

GEA GROUP AG NPV	4,733	47.32	223,965.56	
IMCD NV	1,726	142.10	245,264.60	
KINGSPAN GROUP PLC	4,656	71.20	331,507.20	
KNORR-BREMSE AG	2,182	72.15	157,431.30	
KONE OYJ	10,273	49.06	503,993.38	
LEGRAND PROMESSES EUR4	7,856	94.88	745,377.28	
LEONARDO SPA	12,292	25.47	313,077.24	
METSO CORPORATION	18,669	8.33	155,438.09	
MTU AERO ENGINES AG	1,600	322.20	515,520.00	
PRYSMIAN SPA EURO.10	8,430	62.42	526,200.60	
RATIONAL AG	151	885.00	133,635.00	
REXEL SA	6,863	24.44	167,731.72	
RHEINMETALL AG	1,302	622.40	810,364.80	
SAFRAN SA	10,898	220.50	2,403,009.00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	16,450	243.50	4,005,575.00	
SIEMENS AG	22,805	183.16	4,176,963.80	
SIEMENS ENERGY AG	19,238	51.02	981,522.76	
THALES SA	2,783	141.50	393,794.50	
VINCI SA	15,057	99.86	1,503,592.02	
WARTSILA OYJ	15,034	17.21	258,659.97	
BUREAU VERITAS	9,494	28.80	273,427.20	
RANDSTAD NV	3,260	41.61	135,648.60	
RELX PLC	7,093	44.58	316,205.94	
TELEPERFORMANCE	1,640	89.02	145,992.80	
WOLTERS KLUWER CVA	7,157	157.95	1,130,448.15	
ADP	1,059	109.50	115,960.50	
AENA SME SA	2,249	204.80	460,595.20	
DHL GROUP-REG	30,687	34.77	1,066,986.99	
GETLINK SE	9,101	15.46	140,746.96	
INPOST SA	5,978	16.58	99,115.24	
LUFTHANSA	18,612	6.34	117,925.63	
BAYER MOTOREN WERKEUR1	8,699	70.02	609,103.98	
BAYER MOTOREN WERKNON-VTG PRF EUR1	1,799	64.50	116,035.50	
CONTINENTAL	3,284	62.04	203,739.36	
DR ING HC F PORSCHE AG	3,391	59.08	200,340.28	
FERRARI NV	3,792	411.70	1,561,166.40	
MERCEDES-BENZ GROUP AG	22,531	52.96	1,193,241.76	
MICHELIN (CGDE)	20,047	30.75	616,445.25	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE (PREF)	4,638	34.62	160,567.56	
RENAULT SA	5,681	40.53	230,250.93	
STELLANTIS NV	14,857	12.53	186,128.49	
STELLANTIS NV	44,108	12.54	552,937.88	
VOLKSWAGEN VORZUG	6,204	80.72	500,786.88	
ADIDAS AG	4,874	223.10	1,087,389.40	
HERMES INTERNATIONAL	953	2,065.00	1,967,945.00	
KERING	2,207	220.75	487,195.25	
LVMH	8,254	592.50	4,890,495.00	

MONCLER SPA	7, 009	46. 35	324, 867. 15	
PUMA SE	3, 065	44. 30	135, 779. 50	
SEB	804	89. 80	72, 199. 20	
ACCOR SA	5, 864	43. 68	256, 139. 52	
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	13, 554	66. 42	900, 256. 68	
DELIVERY HERO SE	5, 736	38. 74	222, 212. 64	
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	3, 150	37. 40	117, 810. 00	
SODEXO	2, 617	78. 60	205, 696. 20	
BOLLORE SE	21, 754	5. 84	126, 934. 59	
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	1, 865	83. 55	155, 820. 75	
PUBLICIS GROUPE	6, 886	102. 70	707, 192. 20	
SCOUT24 SE	2, 214	85. 05	188, 300. 70	
UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	24, 294	22. 81	554, 146. 14	
VIVENDI SE	21, 550	8. 69	187, 269. 50	
D' IETEREN GROUP	633	201. 80	127, 739. 40	
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	32, 606	52. 18	1, 701, 381. 08	
PROSUS NV	41, 050	38. 55	1, 582, 477. 50	
ZALANDO SE	6, 728	29. 42	197, 937. 76	
CARREFOUR	16, 275	14. 40	234, 360. 00	
JERONIMO MARTINS	8, 284	18. 44	152, 756. 96	
KESKO OYJ-B SHS	8, 375	18. 81	157, 575. 62	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	27, 905	32. 65	911, 098. 25	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	27, 035	50. 94	1, 377, 162. 90	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS PLC	4, 700	73. 30	344, 510. 00	
DANONE	19, 423	64. 66	1, 255, 891. 18	
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	18, 702	5. 68	106, 189. 95	
HEINEKEN HOLDING EUR1. 6	3, 926	60. 00	235, 560. 00	
HEINEKEN NV	8, 537	70. 06	598, 102. 22	
JDE PEET' S BV	3, 643	18. 87	68, 743. 41	
KERRY GROUP A	4, 598	91. 45	420, 487. 10	
LOTUS BAKERIES	12	11, 380. 00	136, 560. 00	
PERNOD RICARD	6, 062	105. 90	641, 965. 80	
BEIERSDORF	3, 016	122. 65	369, 912. 40	
HENKEL AG & CO KGAA (PREF)	5, 011	80. 76	404, 688. 36	
HENKEL KGAA	3, 071	71. 85	220, 651. 35	
L' OREAL	7, 206	328. 65	2, 368, 251. 90	
UNILEVER PLC	33, 759	56. 58	1, 910, 084. 22	
AMPLIFON SPA	3, 732	24. 03	89, 679. 96	
BIOMERIEUX	1, 223	98. 85	120, 893. 55	
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	1, 212	56. 55	68, 538. 60	
DIASORIN ITALIA SPA	655	105. 80	69, 299. 00	
ESSILORLUXOTTICA	8, 935	229. 80	2, 053, 263. 00	
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	6, 072	41. 60	252, 595. 20	
FRESENIUS SE & CO KGaA	12, 707	33. 27	422, 761. 89	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	24, 182	25. 79	623, 653. 78	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	8, 484	51. 32	435, 398. 88	

ARGENX SE	1,788	586.40	1,048,483.20	
BAYER AG	29,557	19.39	573,051.11	
EUROFINS SCIENTIFIC	3,948	46.79	184,726.92	
GRIFOLS SA	9,432	8.62	81,266.11	
IPSEN	1,163	109.40	127,232.20	
MERCK KGAA	3,888	141.60	550,540.80	
ORION OYJ	3,271	44.72	146,279.12	
QIAGEN N.V.	6,702	41.39	277,362.27	
RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	3,263	51.55	168,207.65	
SANOFI	34,289	92.09	3,157,674.01	
SARTORIUS AG-VORZUG	792	217.80	172,497.60	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	878	180.35	158,347.30	
UCB SA	3,817	185.35	707,480.95	
ABN AMRO BANK NV-CVA	13,758	14.72	202,448.97	
AIB GROUP PLC	55,902	5.15	287,895.30	
BANCA INTESA SPA	440,039	3.63	1,596,021.45	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENT	173,054	8.94	1,546,410.54	
BANCO BPM SPA	38,747	7.20	279,133.38	
BANCO DE SABADELL SA	162,616	1.79	290,350.86	
BANCO SANTANDER SA	466,155	4.38	2,039,661.20	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	30,154	8.29	249,916.35	
BNP PARIBAS	30,619	56.64	1,734,260.16	
BPER BANCA SPA	29,861	5.78	172,536.85	
CAIXABANK	119,952	5.15	617,272.99	
COMMERZBANK AG	28,439	14.52	413,076.47	
CREDIT AGRICOLE SA	31,643	12.67	400,916.81	
ERSTE GROUP BANK AG	10,073	51.90	522,788.70	
FINECOBANK SPA	17,792	15.19	270,260.48	
ING GROUP N.V.	99,382	14.66	1,456,741.35	
KBC BANCASSURANCE HOLDING NV	6,905	68.24	471,197.20	
MEDIOBANCA	14,997	13.80	207,033.58	
SOCIETE GENERALE-A	21,628	25.10	542,754.66	
UNICREDIT SPA	44,324	36.39	1,612,728.74	
ADYEN NV	650	1,378.40	895,960.00	
AMUNDI SA	1,867	61.65	115,100.55	
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	6,379	23.17	147,801.43	
DEUTSCHE BANK AG-REG	57,443	16.07	923,338.78	
DEUTSCHE BOERSE AG	5,650	221.50	1,251,475.00	
EDENRED	7,473	31.30	233,904.90	
EURAZEOT	1,267	69.55	88,119.85	
EURONEXT NV	2,346	105.70	247,972.20	
EXOR NV	2,972	93.65	278,327.80	
GROUPE BRUXELLES LAMBERT	2,600	65.45	170,170.00	
NEXI SPA	15,458	5.60	86,626.63	
SOFINA	454	219.60	99,698.40	
AEGON LTD	40,516	6.10	247,228.63	
AGEAS	4,846	47.76	231,444.96	
ALLIANZ	11,785	292.20	3,443,577.00	

ASR NEDERLAND NV	4,842	45.30	219,342.60	
AXA SA	52,841	32.98	1,742,696.18	
GENERALI	28,256	27.08	765,172.48	
HANNOVER RUECK SE	1,786	247.10	441,320.60	
MUENCHENER RUECK AG-REG	4,024	494.30	1,989,063.20	
NN GROUP NV	7,998	43.97	351,672.06	
POSTE ITALIANE	13,950	13.29	185,325.75	
SAMPO OYJ-A SHS	14,774	40.54	598,937.96	
TALANX AG	1,914	80.20	153,502.80	
UNIPOL GRUPPO SPA	11,841	11.42	135,224.22	
BECHTLE AG	2,430	31.10	75,573.00	
CAPGEMINI SA	4,631	151.90	703,448.90	
DASSAULT SYSTEMES SE	20,023	32.65	653,750.95	
NEMETSCHEK SE	1,704	98.20	167,332.80	
SAP SE	31,334	224.90	7,047,016.60	
NOKIA OYJ	159,839	3.98	636,079.30	
CELLNEX TELECOM SA	15,941	33.98	541,675.18	
DEUTSCHE TELEKOM	105,014	30.28	3,179,823.92	
ELISA CORP-A SHARES	4,146	42.88	177,780.48	
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	9,879	9.75	96,320.25	
KPN (KON. PTT NEDERLAND	117,994	3.67	433,155.97	
ORANGE S. A.	55,179	10.08	556,480.21	
TELECOM ITALIA SPA	299,334	0.23	68,038.61	
TELEFONICA S. A.	119,413	4.29	511,804.11	
ACCIONA SA	730	120.30	87,819.00	
E.ON SE	67,546	12.19	823,048.01	
EDP ELERGIAS DE PORTUGAL	95,049	3.42	325,257.67	
EDP RENOVAVEIS SA	8,865	11.08	98,224.20	
ELIA GROUP SA/NV	866	88.65	76,770.90	
ENDESA SA	9,460	20.74	196,200.40	
ENEL SPA	244,697	6.81	1,666,386.57	
ENGIE	54,950	15.09	828,920.75	
FORTUM OYJ	12,949	14.26	184,717.48	
IBERDROLA SA	181,424	13.49	2,447,409.76	
REDEIA CORPORACION SA	12,113	16.90	204,709.70	
RWE AG	19,022	31.87	606,231.14	
SNAM SPA	59,662	4.41	263,228.74	
TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE SPA	41,249	8.01	330,321.99	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	20,599	27.57	567,914.43	
VERBUND AG	2,100	75.50	158,550.00	
ASM INTERNATIONAL NV	1,392	511.40	711,868.80	
ASML HOLDING NV	11,990	658.40	7,894,216.00	
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	2,335	113.00	263,855.00	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	39,036	30.82	1,202,894.34	
STMICROELECTRONICS NV	20,493	24.27	497,365.11	
LEG IMMOBILIEN SE	2,254	87.74	197,765.96	
VONOVIA SE	22,280	31.40	699,592.00	

ユーロ小計	5, 462, 008		152, 446, 005. 61 (24, 126, 104, 848)	
合 計	32, 832, 799		300, 573, 686, 739 (300, 573, 686, 739)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

② 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柏	券面総額	評価額	備 考
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE	4, 700. 00	518, 081. 00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	9, 900. 00	379, 071. 00	
		AMERICAN TOWER CORP	13, 992. 00	2, 924, 328. 00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	15, 050. 00	299, 946. 50	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	4, 215. 00	992, 000. 25	
		BXP INC	4, 550. 00	373, 054. 50	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	3, 206. 00	403, 314. 80	
		CROWN CASTLE INC	12, 966. 00	1, 377, 637. 50	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	9, 800. 00	1, 917, 762. 00	
		EQUINIX INC	2, 857. 00	2, 804, 088. 36	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5, 300. 00	378, 049. 00	
		EQUITY RESIDENTIAL PPTY	10, 243. 00	785, 228. 38	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	1, 937. 00	601, 361. 02	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	6, 300. 00	1, 077, 048. 00	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	8, 100. 00	418, 041. 00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	21, 000. 00	461, 790. 00	
		HOST HOTELS AND RESORTS INC	21, 048. 00	387, 704. 16	
		INVITATION HOMES INC	17, 500. 00	599, 375. 00	
		IRON MOUNTAIN INC	8, 757. 00	1, 082, 978. 19	
		KIMCO REALTY CORP	20, 300. 00	519, 071. 00	
		MID AMERICA APARTMENT COMM	3, 437. 00	564, 217. 92	
		PROLOGIS INC	27, 828. 00	3, 249, 753. 84	
		PUBLIC STORAGE	4, 730. 00	1, 646, 276. 50	
		REALTY INCOME CORP	26, 238. 00	1, 518, 917. 82	
		REGENCY CENTERS CORP	5, 300. 00	400, 627. 00	
SBA COMMUNICATIONS CORP	3, 200. 00	724, 000. 00			
SIMON PPTY (SIMON DEBART	9, 780. 00	1, 795, 608. 00			
SUN COMMUNITIES INC	3, 700. 00	467, 421. 00			
UDR INC	9, 300. 00	426, 498. 00			
VENTAS INC COM	12, 100. 00	775, 247. 00			
VICI PROPERTIES INC	31, 200. 00	1, 017, 432. 00			
WELLTOWER INC	18, 591. 00	2, 568, 904. 38			
WEYERHAEUSER CO	21, 660. 00	698, 751. 60			
WP CAREY INC	6, 600. 00	376, 596. 00			
アメリカ・ドル小計		385, 385. 00	34, 530, 180. 72 (5, 187, 123, 748)		
カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2, 400. 00	110, 040. 00		
カナダ・ドル小計		2, 400. 00	110, 040. 00 (11, 779, 782)		
オーストラ	GOODMAN GROUP	51, 515. 00	1, 952, 933. 65		

リア・ドル	GPT GROUP	55, 573. 00	264, 527. 48	
	MIRVAC GROUP	116, 457. 00	251, 547. 12	
	SCENTRE GROUP	155, 373. 00	571, 772. 64	
	STOCKLAND	71, 820. 00	374, 900. 40	
	VINCINITY CENTERS	117, 781. 00	254, 406. 96	
	オーストラリア・ドル小計	568, 519. 00	3, 670, 088. 25 (358, 090, 511)	
イギリス・ ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	21, 473. 00	129, 482. 19	
	SEGRO PLC	38, 001. 00	296, 407. 80	
イギリス・ポンド小計		59, 474. 00	425, 889. 99 (81, 217, 221)	
香港・ドル	LINK REIT	76, 424. 00	2, 586, 952. 40	
香港・ドル小計		76, 424. 00	2, 586, 952. 40 (49, 928, 180)	
シンガポー ル・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	113, 085. 00	296, 282. 70	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	171, 199. 00	335, 550. 04	
シンガポール・ドル小計		284, 284. 00	631, 832. 74 (70, 695, 765)	
ユーロ	COVIVIO	1, 588. 00	82, 576. 00	
	GECINA SA	1, 365. 00	130, 152. 75	
	KLEPIERRE	6, 452. 00	184, 656. 24	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	3, 517. 00	272, 778. 52	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5, 386. 00	112, 675. 12	
ユーロ小計		18, 308. 00	782, 838. 63 (123, 892, 042)	
投資証券合計			5, 882, 727, 249 (5, 882, 727, 249)	
合計			5, 882, 727, 249 (5, 882, 727, 249)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
 3. 投資証券における券面総額は、証券数です。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 568銘柄	97.8%	—	78.2%
	投資証券 34銘柄	—	2.2%	
カナダ・ドル	株式 84銘柄	99.9%	—	3.2%
	投資証券 1銘柄	—	0.1%	
オーストラリア・ドル	株式 51銘柄	93.7%	—	1.9%
	投資証券 6銘柄	—	6.3%	
イギリス・ポンド	株式 81銘柄	99.3%	—	3.8%
	投資証券 2銘柄	—	0.7%	
イスス・フラン	株式 45銘柄	100.0%	—	2.4%
香港・ドル	株式 23銘柄	96.4%	—	0.4%
	投資証券 1銘柄	—	3.6%	
シンガポール・ドル	株式 13銘柄	92.9%	—	0.3%
	投資証券 2銘柄	—	7.1%	
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	100.0%	—	0.1%
スウェーデン・クローナ	株式 43銘柄	100.0%	—	0.8%
ノルウェー・クローネ	株式 11銘柄	100.0%	—	0.1%
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	100.0%	—	0.8%
イスラエル・シェケル	株式 9銘柄	100.0%	—	0.1%
ユーロ	株式 218銘柄	99.5%	—	7.9%
	投資証券 5銘柄	—	0.5%	

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年8月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの2024年12月3日から2025年6月2日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープンの2025年6月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年12月3日から2025年6月2日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

ステート・ストリートDC外国株式インデックス・オープン

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (2024年12月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年6月2日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	285, 931	1, 847, 584
コール・ローン	253, 942, 503	286, 693, 117
親投資信託受益証券	44, 213, 265, 769	42, 397, 499, 852
未収入金	—	1, 000, 000
未収利息	765	3, 337
流動資産合計	44, 467, 494, 968	42, 687, 043, 890
資産合計	44, 467, 494, 968	42, 687, 043, 890
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23, 940, 826	58, 205, 120
未払受託者報酬	23, 511, 521	23, 664, 671
未払委託者報酬	199, 847, 865	201, 149, 657
その他未払費用	2, 200, 000	2, 200, 000
流動負債合計	249, 500, 212	285, 219, 448
負債合計	249, 500, 212	285, 219, 448
純資産の部		
元本等		
元本	7, 275, 646, 180	7, 192, 297, 846
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	36, 942, 348, 576	35, 209, 526, 596
（分配準備積立金）	22, 740, 495, 840	21, 177, 057, 993
元本等合計	44, 217, 994, 756	42, 401, 824, 442
純資産合計	44, 217, 994, 756	42, 401, 824, 442
負債純資産合計	44, 467, 494, 968	42, 687, 043, 890

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023年12月 1日 至 2024年 5月31日	当中間計算期間 自 2024年12月3日 至 2025年 6月2日
営業収益		
受取利息	3,372	284,510
有価証券売買等損益	7,684,167,497	△1,136,565,917
営業収益合計	7,684,170,869	△1,136,281,407
営業費用		
支払利息	27,176	—
受託者報酬	21,058,754	23,664,671
委託者報酬	178,999,333	201,149,657
その他費用	2,200,261	2,200,000
営業費用合計	202,285,524	227,014,328
営業利益又は営業損失 (△)	7,481,885,345	△1,363,295,735
経常利益又は経常損失 (△)	7,481,885,345	△1,363,295,735
中間純利益又は中間純損失 (△)	7,481,885,345	△1,363,295,735
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	380,436,530	△100,707,010
期首剰余金又は期首次損金 (△)	27,106,216,493	36,942,348,576
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,210,184,538	2,153,974,365
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	2,210,184,538	2,153,974,365
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,338,820,358	2,624,207,620
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	2,338,820,358	2,624,207,620
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	34,079,029,488	35,209,526,596

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-------------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	前計算期間末 (2024年12月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年6月2日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	7,431,181,679円 1,024,955,687円 1,180,491,186円	7,275,646,180円 435,091,961円 518,440,295円
2 受益権の総数	7,275,646,180口	7,192,297,846口

(中間損益及び剩余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (2024年12月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年6月2日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
---------------------------	--	----

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (2024年12月2日現在)	当中間計算期間末 (2025年6月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6,0775円 (60,775円)	5,8954円 (58,954円)

<参考>

当ファンドは「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区分	注記 番号	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		4,322,694,433	7,917,746,868
金銭信託		4,209,356	34,586,412
コール・ローン		3,738,438,422	5,366,839,703
株式		300,573,686,739	296,926,159,085
投資証券		5,882,727,249	5,425,135,097
派生商品評価勘定		450,308,607	410,732,560
未収入金		19,966,505	1,412,563,818
未収配当金		342,213,338	392,656,817
未収利息		11,266	62,472
差入委託証拠金		1,131,679,747	1,870,485,430
流動資産合計		316,465,935,662	319,756,968,262
資産合計		316,465,935,662	319,756,968,262
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		96,187,141	68,158,927
未払金		—	7,354,193,741
未払解約金		76,255,000	180,715,730
流動負債合計		172,442,141	7,603,068,398
負債合計		172,442,141	7,603,068,398
純資産の部			
元本等			
元本	1	42,566,344,713	43,084,943,487
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		273,727,148,808	269,068,956,377
元本等合計		316,293,493,521	312,153,899,864
純資産合計		316,293,493,521	312,153,899,864
負債純資産合計		316,465,935,662	319,756,968,262

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年12月1日から、翌年11月30日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 外国先物の評価においては、個別法に基づき、原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量等を勘案して評価を行う取引所を決定しております。</p>
3 収益及び費用の計上基準	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>受取配当金 原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
1 期首元本額	44,121,532,706円	42,566,344,713円
期中追加設定元本額	3,264,214,175円	2,110,693,872円
期中一部解約元本額	4,819,402,168円	1,592,095,098円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート外国株式インデック ス・オープン	4,678,883,330円	4,545,895,406円
ステート・ストリートDC外国株式インデック ス・オープン	5,950,160,925円	5,851,886,082円
ステート・ストリートDCグローバル株式イ ンデックス・オープン	85,903,749円	87,886,059円
AMC／ステート・ストリート・リスクバジ エット型バランス・オープン（ステイブル）	41,989,511円	41,989,511円
外国株式インデックス・ファンドVA1（適格 機関投資家専用）	57,813,845円	54,798,264円
外国株式インデックス・ファンドVA2（適格 機関投資家専用）	14,832,281円	12,473,827円
バランスファンドVA30A＜適格機関投資家限 定＞	280,825円	273,955円
バランスファンドVA30B＜適格機関投資家限 定＞	7,337,386円	6,861,628円
バランスファンドVA40A＜適格機関投資家限 定＞	32,868円	32,308円
バランスファンドVA40B＜適格機関投資家限 定＞	543,253円	532,374円
バランスファンドVA50A＜適格機関投資家限 定＞	1,088,389円	1,122,756円
バランスファンドVA50B＜適格機関投資家限 定＞	2,003,541,516円	1,922,922,595円
バランスファンドVA50C＜適格機関投資家限 定＞	363,924円	353,265円
バランスファンドVA25A＜適格機関投資家限 定＞	130,486,349円	113,234,990円
バランスファンドVA37.5A＜適格機関投資家 限定＞	180,464,069円	174,414,841円
バランスファンドVA75A＜適格機関投資家限 定＞	15,889,169円	14,917,621円
4資産バランス20VA＜適格機関投資家限 定＞	35,892,032円	32,957,641円
4資産バランス40VA＜適格機関投資家限 定＞	683,614,489円	653,007,398円
4資産バランス30VA＜適格機関投資家限 定＞	69,898,941円	59,163,175円
バランスファンドVA35A＜適格機関投資家限 定＞	303,530,533円	283,865,422円
バランスファンドVA40C＜適格機関投資家限 定＞	14,769,755円	13,946,521円
グローバル4資産30VA＜適格機関投資家 限定＞	9,466,848円	9,587,090円

グローバル4資産4VA<適格機関投資家限定>	14,631,530円	13,454,110円
4資産バランス3VA2<適格機関投資家限定>	4,235,248円	3,765,304円
バランスファンドVA25B<適格機関投資家限定>	61,667,862円	58,799,781円
バランスファンドVA20A<適格機関投資家限定>	133,332円	133,332円
バランスファンドVA35B<適格機関投資家限定>	87,345円	85,063円
外国株式インデックス・ファンドVA3<適格機関投資家限定>	122,563,180円	95,419,892円
4資産インデックスバランスVA20<適格機関投資家限定>	61,022,136円	58,159,392円
4資産インデックスバランスVA50<適格機関投資家限定>	22,831,234円	22,050,535円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)年金<適格機関投資家限定>	13,409,659円	13,409,659円
Tadリスクバジエット型マルチ配分戦略ファンド(ステイブル)<適格機関投資家限定>	4,609,652円	12,033,654円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン	199,670,717円	262,636,925円
ステート・ストリート先進国株式インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	1,280,517,989円	1,076,460,076円
全世界株式インデックス・ファンド	2,989,921,771円	3,271,291,043円
ステート・ストリート・グローバル株式インデックス・オープン	2,519,775円	5,550,250円
ステート・ストリート全世界株式インデックス・オープン	1,579,235円	6,521,626円
世界バランス40VA<適格機関投資家限定>	1,386,650円	1,358,789円
世界バランス60VA<適格機関投資家限定>	5,315,649円	5,296,884円
グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	209,767円	213,638円
グローバルバランス40VA2<適格機関投資家限定>	382,022,648円	361,320,508円
グローバルバランス40VA3<適格機関投資家限定>	8,822,246円	8,361,844円
グローバルバランス50VA<適格機関投資家限定>	7,031,413円	7,127,439円
ワールドエクイティ・ファンドVL<適格機関投資家限定>	23,095,371,688円	23,919,371,014円
計	42,566,344,713円	43,084,943,487円
2 受益権の総数	42,566,344,713口	43,084,943,487口

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>(2)有価証券</p> <p>売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>(3)デリバティブ取引</p> <p>同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)

該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年12月2日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	7,180,350,750	—	7,590,620,346
	S&P 60	400,021,267	—	428,516,868
	SPI 200	280,640,591	—	288,836,471
	FTSE100INDEX	463,371,766	—	459,484,973
	FSMI INDEX	247,043,818	—	239,928,953
	EURO STOXX 50	798,550,679	—	785,208,570
合計		9,369,978,871	—	9,792,596,181
				422,617,310

(単位：円)

区分	種類	(2025年6月2日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建			
	MINI S&P 500	7,221,820,165	—	7,562,464,212
	S&P 60	374,532,787	—	394,195,200
	SPI 200	296,332,120	—	313,720,868
	FTSE100INDEX	500,050,959	—	510,451,027
	FSMI INDEX	238,809,131	—	235,092,928
	EURO STOXX 50	945,681,228	—	964,608,115
合計		9,577,226,390	—	9,980,532,350
				403,305,960

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は対顧客電信売買相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
5. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	(2024年12月2日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	3,165,483,050	—	3,112,435,675
	カナダ・ドル	102,034,224	—	99,454,200
	オーストラリア・ドル	48,115,761	—	46,770,240
	イギリス・ポンド	129,638,597	—	125,671,194
	ユーロ	319,515,340	—	309,078,853
	売建			
	アメリカ・ドル	101,878,920	—	98,997,954
	合計	3,866,665,892	—	3,792,408,116
				△68,495,844

(単位：円)

区分	種類	(2025年6月2日現在)		
		契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカ・ドル	4,317,115,038	—	4,257,649,004
	カナダ・ドル	184,053,408	—	184,224,480
	オーストラリア・ドル	135,088,838	—	134,366,115
	イギリス・ポンド	222,159,645	—	222,554,095
	スイス・フラン	22,727,120	—	22,734,660
	デンマーク・クローネ	6,567,300	—	6,569,400
	ユーロ	831,639,865	—	830,344,405
	売建			
	アメリカ・ドル	286,783,901	—	286,751,355
	スイス・フラン	26,232,000	—	26,232,150
	デンマーク・クローネ	21,907,000	—	21,899,000
	イスラエル・シェケル	32,932,000	—	32,696,560
	ユーロ	29,289,186	—	29,388,294
合計		6,116,495,301	—	6,055,409,518
				△60,732,327

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- (3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	(2024年12月2日現在)	(2025年6月2日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.4306円 (74,306円)	7.2451円 (72,451円)

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2025年6月30日現在)

I 資産総額	44, 276, 714, 602円
II 負債総額	84, 225, 011円
III 純資産総額 (I - II)	44, 192, 489, 591円
IV 発行済口数	7, 155, 222, 541口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6. 1763円

<参考情報>

親投資信託受益証券 (外国株式インデックス・オープン・マザーファンド)

(2025年6月30日現在)

I 資産総額	327, 076, 603, 700円
II 負債総額	179, 609, 059円
III 純資産総額 (I - II)	326, 896, 994, 641円
IV 発行済口数	43, 032, 719, 073口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	7. 5965円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

＜受益権の譲渡＞

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

＜受益権の譲渡の対抗要件＞

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

＜受益権の再分割＞

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

＜償還金＞

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。

＜質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて＞

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

① 資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です。

② 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6, 200株です。

③ 発行済株式の総数

委託会社の発行済株式総数は6, 200株です。

④ 最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

② 投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年6月末現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計123本であり、その純資産総額は3, 890, 428百万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるストート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 財務諸表に対する意見表明の基礎となる、財務諸表に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	4,234,566		5,255,086	
前払金	102,444		192,385	
前払費用	41,233		41,160	
未収入金	1,032,848		651,420	
未収委託者報酬	749,873		828,796	
未収収益	27,066		1,301	
流動資産計	6,188,032	81.2	6,970,151	85.3
固定資産				
有形固定資産		0	10,584	
建物附属設備	※ 1	0	—	
器具備品	※ 1	0	10,584	0
無形固定資産		0	0	
ソフトウェア	0		0	
投資その他の資産		1,432,737	1,189,419	
投資有価証券	39,012		40,048	
長期差入保証金	48,833		43,216	
繰延税金資産	1,338,616		1,099,879	
その他投資	6,275		6,275	
固定資産計	1,432,737	18.8	1,200,003	14.7
資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (2024年3月31日現在)		当事業年度 (2025年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	188,612		207,627	
未払金	339,082		404,642	
未払手数料	221,226		254,991	
その他未払金	117,856		149,650	
未払費用	13,751		15,158	
未払法人税等	45,960		193,713	
未払消費税等	59,410		55,908	
賞与引当金	125,008		103,473	
流動負債計	771,826	10.1	980,524	12.0
固定負債				
退職給付引当金	62,307		79,516	
固定負債計	62,307	0.8	79,516	1.0
負債合計	834,133	10.9	1,060,041	13.0
(純資産の部)		%		%
株主資本	6,778,287	88.9	7,101,046	86.9
資本金	310,000		310,000	
利益剰余金	77,500		77,500	
利益準備金				
その他利益剰余金				
別途積立金	31,620		31,620	
繰越利益剰余金	6,359,167		6,681,926	
評価・換算差額等	8,348	0.1	9,066	0.1
その他有価証券評価差額金	8,348		9,066	
純資産合計	6,786,636	89.1	7,110,113	87.0
負債・純資産合計	7,620,770	100.0	8,170,154	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日		当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
		金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益			%		%
委託者報酬		2,891,198		3,159,384	
投資顧問収入		2,862,987		2,869,671	
その他営業収益	※ 1	102,972		74,525	
営業収益計		5,857,158	100.0	6,103,581	100.0
営業費用					
支払手数料		906,480		1,024,590	
広告宣伝費		21,264		84,625	
公告費		—		1,140	
調査費		720,300		723,759	
調査費		396,650		389,188	
委託調査費		323,202		334,212	
図書費		446		358	
委託計算費		207,395		232,269	
営業雑経費		55,720		50,286	
通信費		8,017		7,612	
印刷費		26,511		15,708	
協会費		15,992		21,171	
諸会費		83		1	
その他		5,114		5,792	
営業費用計		1,911,160	32.6	2,116,670	34.7
一般管理費					
給料		1,332,279		1,418,542	
役員報酬		154,418		130,477	
給料・手当		805,664		905,955	
賞与		289,236		298,672	
賞与引当金繰入額		82,960		83,436	
交際費		2,358		2,917	
旅費交通費		11,678		13,965	
租税公課		29,533		43,879	
不動産賃借料		72,193		69,771	
退職給付費用		61,309		96,268	
固定資産減価償却費		428		932	
福利厚生費		144,113		148,872	
諸経費		161,722		206,939	
一般管理費計		1,815,616	31.0	2,002,089	32.8
営業利益		2,130,381	36.4	1,984,820	32.5
営業外収益					
為替差益		1,186		—	
有価証券運用益		1,258		—	
有価証券分配金		—		40	
雑収入		61		115	
営業外収益計		2,505	0.0	155	0.0
営業外費用					

移転価格調整金	※1、※2	996,646			416,568	
為替差損		2,193			839	
雑損失		3,349			20	
営業外費用計		1,002,189	17.1		417,428	6.8
経常利益		1,130,697	19.3		1,567,547	25.7
特別損失						
事務処理損失		814			654	
特別損失計		814	0.0		654	0.0
税引前当期純利益		1,129,883	19.3		1,566,893	25.7
法人税、住民税及び事業税		189,140	3.2		260,714	4.3
法人税等調整額		195,041	3.3		238,420	3.9
当期純利益		745,701	12.7		1,067,758	17.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,784,466	6,893,586	7,203,586	-	7,203,586	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(1,171,000)	(1,171,000)	(1,171,000)	-	(1,171,000)	
当期純利益	-	-	-	745,701	745,701	745,701	-	745,701	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	8,348	8,348	
当期変動額合計	-	-	-	(425,298)	(425,298)	(425,298)	8,348	8,348	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	310,000	77,500	31,620	6,359,167	6,468,287	6,778,287	8,348	6,786,636	
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	(745,000)	(745,000)	(745,000)	-	(745,000)	
当期純利益	-	-	-	1,067,758	1,067,758	1,067,758	-	1,067,758	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	718	718	
当期変動額合計	-	-	-	322,758	322,758	322,758	718	718	
当期末残高	310,000	77,500	31,620	6,681,926	6,791,046	7,101,046	9,066	7,110,113	

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券</p> <p>市場価格のない株式等以外のもの</p> <p>時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>市場価格のない株式等</p> <p>移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産</p> <p>リース資産以外の有形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>器具備品 3～7年</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金</p> <p>従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法</p> <p>過去勤務費用</p> <p>その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生の翌事業年度に一括損益処理しております。</p>
5. 収益の計上方法	<p>(1) 委託者報酬</p> <p>委託者報酬は、投資信託約款に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資信託約款毎に、日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問収入</p> <p>投資顧問収入は、投資顧問契約に定められた履行義務の充足状況に基づき、投資顧問契約毎に計算基礎額に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。</p>

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 1,099,879千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生および金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課

税所得の時期および金額が見積りと異なった場合や将来の税法の改正等により、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 29,386千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 器 具 備 品 28,435千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額102,739千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額996,646千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。	※1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度にステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた事務手数料調整額74,278千円は、損益計算書のその他営業収益に、また、当社がステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに支払った調整額416,568千円は、損益計算書の営業外費用である移転価格調整金に含まれております。
※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業外費用 996,646千円	※2. 関係会社に係る注記 関係会社との取引高 営業費用および一般管理費 880,997千円 営業外費用 416,568千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,171,000千円	188,870.96円	2023年3月31日	2023年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	利益剰余金	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	6,200株	-	-	6,200株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	745,000千円	120,161.29円	2024年3月31日	2024年6月28日

3. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,067,000千円	利益剰余金	172,096.77円	2025年3月31日	2025年6月27日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	39,012	39,012	-
資産計	39,012	39,012	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2025年3月31日現在

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	40,048	40,048	-
資産計	40,048	40,048	-

預金、未収入金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及びその他未払金は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	39,012	-	39,012
その他有価証券		39,012		39,012
資産計	-	39,012	-	39,012

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

2025年3月31日現在

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	－	40,048	－	40,048
その他有価証券		40,048		40,048
資産計	－	40,048	－	40,048

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券は投資信託であり基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(有価証券関係)

2024年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,012千円	26,980千円	12,032千円
小計	39,012千円	26,980千円	12,032千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
合計	39,012千円	26,980千円	12,032千円

2025年3月31日現在

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	39,113千円	25,980千円	13,133千円
小計	39,113千円	25,980千円	13,133千円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託	934千円	1,000千円	△65千円
小計	934千円	1,000千円	△65千円
合計	40,048千円	26,980千円	13,068千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
<p>2011年4月1日に複数事業主制度の確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。</p> <p>また、2000年9月29日より退職給付信託を設定しております。</p> <p>なお、複数事業主制度の確定給付企業年金制度は自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定できることから、確定給付制度の注記に含めて記載しております。</p>	同左

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
退職給付債務の期首残高	483, 396
勤務費用	51, 371
利息費用	—
数理計算上の差異の発生額	20, 319
退職給付の支払額	△66, 566
退職給付債務の期末残高	488, 520

(単位：千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
退職給付債務の期首残高	488, 520
勤務費用	54, 894
利息費用	—
数理計算上の差異の発生額	15, 628
退職給付の支払額	△62, 700
退職給付債務の期末残高	496, 343

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
自	2023年4月 1日
至	2024年3月31日
年金資産の期首残高	416,191
期待運用収益	3,083
数理計算上の差異の発生額	△3,224
事業主からの拠出額	53,186
退職給付の支払額	△66,566
年金資産の期末残高	402,670

(単位：千円)

当事業年度	
自	2024年4月 1日
至	2025年3月31日
年金資産の期首残高	402,670
期待運用収益	2,981
数理計算上の差異の発生額	5,196
事業主からの拠出額	58,246
退職給付の支払額	△62,700
年金資産の期末残高	406,394

4. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

前事業年度	
自	2023年4月 1日
至	2024年3月31日
積立型制度の退職給付債務	488,520
年金資産	△402,670
	85,850
非積立型制度の退職給付債務	—
未積立退職給付債務	85,850
未認識数理計算上の差異	△23,543
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	62,307

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
積立型制度の退職給付債務 年金資産	496,343 △ 406,394
非積立型制度の退職給付債務 未積立退職給付債務	89,948 -
未認識数理計算上の差異	89,948 △ 10,431
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	79,516

5. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	39,232
(1)勤務費用	51,371
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△3,083
(4)数理計算上の差異の費用処理額	△9,055

(単位：千円)

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日	
確定給付制度に係る退職給付費用	75,456
(1)勤務費用	54,894
(2)利息費用	-
(3)期待運用収益	△2,981
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,543

6. 年金資産に関する事項

前事業年度（2024年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

当事業年度（2025年3月31日現在）

① 年金資産の内訳

保険資産（一般勘定）	98.1%
その他	1.9%
合計	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

7. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (2024年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (2025年3月31日現在)
(1)割引率	0.00%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)予想昇給率	5.80%
(4)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(5)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(6)数理計算上の差異の処理年数	1年

8. 確定拠出制度

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は22,077千円であります。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は20,811千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日																				
<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>（単位：千円）</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td>賞与引当金繰入超過額</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td>(注)繰越欠損金</td> <td>(注)税務上の繰越欠損金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	繰延税金資産	繰延税金資産	賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額	退職給付引当金	退職給付引当金	(注)繰越欠損金	(注)税務上の繰越欠損金	その他	その他	<p>繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>（単位：千円）</p> <table> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td>繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入超過額</td> <td>賞与引当金繰入超過額</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>退職給付引当金</td> </tr> <tr> <td>(注)税務上の繰越欠損金</td> <td>(注)税務上の繰越欠損金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他</td> </tr> </table>	繰延税金資産	繰延税金資産	賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額	退職給付引当金	退職給付引当金	(注)税務上の繰越欠損金	(注)税務上の繰越欠損金	その他	その他
繰延税金資産	繰延税金資産																				
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額																				
退職給付引当金	退職給付引当金																				
(注)繰越欠損金	(注)税務上の繰越欠損金																				
その他	その他																				
繰延税金資産	繰延税金資産																				
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額																				
退職給付引当金	退職給付引当金																				
(注)税務上の繰越欠損金	(注)税務上の繰越欠損金																				
その他	その他																				

繰延税金資産 合計	1, 342, 300	繰延税金資産 小計	1, 137, 251
繰延税金負債		税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
その他有価証券評価差額金	△3, 684	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	
繰延税金資産の純額	1, 338, 616	△33, 371	
		評価性引当額 小計	△33, 371
		繰延税金資産 合計	1, 103, 881
		繰延税金負債	
		その他有価証券評価差額金	△4, 001
		繰延税金資産の純額	1, 099, 879

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	1, 267, 265
繰延税金資産	-	137, 227	157, 331	-	366, 561	606, 144	(*2) 1, 267, 265

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 267, 265千円 (法定実効税率を乗じた金額) について、繰延税金資産1, 267, 265千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

当事業年度 (2025年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	1, 039, 855
繰延税金資産	-	43, 867	-	372, 027	287, 713	336, 248	(*2) 1, 039, 855

(*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(*2) 税務上の繰越欠損金1, 039, 855千円 (法定実効税率を乗じた金額、1年以内のものは30. 62%、1年を超えるものは31. 52%) について、繰延税金資産1, 039, 855千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込等により回収可能と判断しております。

前事業年度（2024年3月31日現在）	当事業年度（2025年3月31日現在）												
<p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table> <tbody> <tr> <td>法定実効税率</td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>2.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.6%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=====</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>=====</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率	30.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%	その他	0.6%		=====	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%		=====	<p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>
法定実効税率	30.6%												
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%												
その他	0.6%												
	=====												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%												
	=====												

法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.62%から31.52%に変更されます。この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が23,465千円、法人税等調整額が23,465千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は15,059千円あります。資産除去債務の総額は当事業年度において、変動は有りません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は19,219千円あります。当事業年度において、原状回復費用の見直しが行われたことから、資産除去債務

の総額は、4,160千円増加しました。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	2,891,198千円
投資顧問収入	2,862,987千円
その他営業収益	102,972千円
合計	5,857,158千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は、「(セグメント情報)」に記載のとおり、投資運用業の単一セグメントであり、営業収益のうち委託者報酬と投資顧問収入は、顧客との契約から生じる収益であります。

(1) 収益の分解情報

当会計期間の収益の構成は次のとおりです。

委託者報酬	3,159,384千円
投資顧問収入	2,869,671千円
その他営業収益	74,525千円
合計	6,103,581千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「5. 収益の計上方法」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

①営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記

載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問収入については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払	349,158	前払金	3,388
							ソフトウェアの使用契約	投資顧問料の支払	233,443		
							人件費等の支払	人件費等の支払	112,526	未払金	33,312
							事務手数料の受取	事務手数料の受取	102,739		
							移転価格調整金の支払	移転価格調整金の支払	996,646		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	39,191	前払金	99,056	
							人件費等の支払		45,719		

						兼職社員の人事費支払等				
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユニティッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	23,532	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	233 22,463	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)				
						関連当事者との関係									
						役員の兼任等	事業上の関係								
同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カナダ	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 ソフトウェアの使用契約 人件費等の支払 人件費等及び事務手数料の受取	334,750 230,948 95,312 74,278	前払金 未払金	170,340 33,242				

						支払	移転価格調整金の支払	416, 568		
ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の入件費支払等	投資信託計理業務委託 人件費等の支払	39, 783 126, 028	前払金	22, 044
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユーロ・ヘッジ・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ	投資顧問料の支払	31, 542	-	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入れ及びETF商品の紹介	紹介料の受取 投資顧問料の支払	247 22, 631	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役務料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて計算されております。

II 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）
 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・ホールディングス合同会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1) 株当たり情報

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産 1,094,618円75銭	1株当たり純資産 1,146,792円47銭
1株当たり当期純利益 120,274円44銭	1株当たり当期純利益 172,219円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	745,701	1,067,758
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
該当事項はありません。

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要な事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

追加型証券投資信託

ステート・ストリート
DC 外国株式インデックス・オープン

約　　款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

＜追加型証券投資信託 ステート・ストリート DC 外国株式インデックス・オープン＞

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のとおりとします。

1. 運用目標

この投資信託は、中長期的な観点から、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とした「外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」受益証券に投資することにより、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場(MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース))の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) ベンチマーク

Morgan Stanley Capital International が発表する MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

(2) 投資対象

外国株式インデックス・オープン・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)を主たる投資対象とします。

(3) 投資態度

①マザーファンド受益証券を主たる投資対象とし、MSCI コクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動した投資成果をめざして運用を行います。

②投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

④株式の組入率は、原則として高位を維持します。

⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引

ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

⑧資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

3. 運用制限

- (1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- (2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券（約款第 16 条に定めるものをいいます。ただし、マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (4) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- (5) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (6) 有価証券先物取引等は、約款第 21 条の範囲で行います。
- (7) スワップ取引は、約款第 22 条の範囲で行います。
- (8) 金利先物取引及び為替先物取引は、約款第 23 条の範囲で行います。
- (9) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

②分配対象収益についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ステート・ストリート DC 外国株式インデックス・オープン約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金 10 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われた時は、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 2 項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項または第 52 条第 2 項の規定による信託終了日までとします。

【当初の受益者】

- 第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
- ② 受益証券取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって、契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結するものとします。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

- 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。
- ② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同

法第 55 条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第 2 条第 5 項に定める連合会（同法第 61 条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に対してのみ行うものとします。ただし、委託者ならびに委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関が受益権を取得する場合はこの限りではありません。

【受益権の分割および再分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項に規定する受益権については 10 億口に、第 2 条第 2 項に規定する追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 26 条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第 28 条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはあります。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第 9 条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）

の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第 11 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって取得の申込に応じができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関と受益権取得者との間に結ばれた別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得の申込に応じができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第 1 項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円と

します。

- ④ 受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）または銀行の休業日に当たる場合は、原則として受益証券の取得の申込に応じないものとします。ただし、第45条第1項に規定する収益分配金の再投資にかかる場合を除きます。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を停止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受付を取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第12条 [削除]

第13条 [削除]

第14条 [削除]

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。以下同じ。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス・オープン・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10

号で定めるものをいいます。)

10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の外国投資証券を除きます。金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものといいます。
 14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また第9号および第10号の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用する指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがつて、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【信用取引の指図範囲】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売り付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 前各項においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定し

た価額で評価するものとします。

- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第23条の2 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債の売り付けの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なう指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の

純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 1 項および第 2 項においてマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【保管業務の委任】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第30条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

第32条 [削除]

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁されるその日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第39条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年1月31日から平成14年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該

「当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もつたうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬等の額】

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末(ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。)または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第45条第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第45条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金の再投資、償還金および一部解約金の支払い】

第45条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ② 儚還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ③ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原

則として 5 営業日から当該受益者に支払います。

- ④ 前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【償還金の時効】

第 46 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 2 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第 47 条 受益者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口以上 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③ 前各項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第 1 号または第 2 号に該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 1. ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日
 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日にかかる第 45 条第 3 項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。)に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第47の2条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の再投資、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがつて取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二

分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものと

し、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取り請求】

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【信託期間の延長】

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【運用状況に係る情報の提供】

第58条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 31 日
平成 15 年 9 月 19 日 変更
平成 16 年 4 月 5 日 変更
平成 18 年 2 月 14 日 変更
平成 18 年 4 月 10 日 変更
平成 18 年 5 月 1 日 変更
平成 19 年 1 月 4 日 変更
平成 19 年 9 月 30 日 変更
平成 19 年 10 月 1 日 変更
平成 20 年 5 月 16 日 変更
平成 20 年 7 月 1 日 変更
平成 21 年 6 月 30 日 変更
平成 22 年 2 月 19 日 変更
平成 24 年 4 月 1 日 変更
平成 25 年 1 月 4 日 変更
平成 26 年 12 月 1 日 変更
平成 28 年 5 月 31 日 変更
平成 28 年 11 月 15 日 変更
平成 29 年 3 月 1 日 変更
平成 30 年 3 月 1 日 変更
令和 6 年 8 月 31 日 変更
令和 7 年 4 月 1 日 変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第 1 条 平成 18 年 12 月 29 日 現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条(受益証券の再交付)から第 14 条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に

関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン
・マザーファンド

約 款

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

＜親投資信託 外国株式インデックス・オープン・マザーファンド＞

運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース））の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。

②株式の組入率は、原則として高位を維持します。

③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有

した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

運用制限

- (1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- (2) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (5) 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第 18 条の範囲で行います。
- (7) 金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第 19 条の範囲で行います。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式インデックス・オープン・マザーファンド 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者は、この信託の受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に属する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第25条第1項第1号イからハまでに掲げる有価証券に限ります。）をもって投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第7条第3項第1号に従って取得させることができます。
- ④ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項及び第2項、第44条第1項、第45条第1項または第47条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約日までとします。

【受益証券の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項第1号で定める適格機関投資家私募により行われます。

【受益者】

- 第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の証券投資信託（以下「ベビー・ファンド」といいます。）の受託者である信託業務を営む銀行とします。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100万口に、第2条第2項及び第2条

第3項に定める追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託金の計算方法】

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（受入担保金代用有価証券および第22条に定める借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第24条に規定する予約為替の評価は原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【追加日時の異なる受益権の内容】

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第9条 委託者は、第6条第1項の規定により分割された受益権を表示する記名式受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第10条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

【投資の対象とする資産の種類】

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第12条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、第9号または第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【運用の基本方針】

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」もしくは「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場または日本証券業協会に登録されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式への投資制限】

第15条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第 17 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいう。以下同じ。）を減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動および金利変動により生じるリスクを減じるため、ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 18 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 19 条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するために限定して、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【デリバティブ取引等にかかる投資制限】

第 19 条の 2 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に

相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第 23 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第 24 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第 26 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機構等に預託し保管させることができます。

【混藏寄託】

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混載寄託できるものとします。

【一括登録】

第 28 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

【有価証券の売却等の指図】

第 30 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第 31 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【損益の帰属】

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第34条 この信託の計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年1月11日から平成14年11月30日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第36条 信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。ただし、当該諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の金額にかかわらず固定率又は固定金額にて信託財産中から支弁することもできるものとします。

- ② 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用のうち、ベビー・ファンドに関連して生じたものについては、委託者はこれをこの信託に関連して生じたものではないとみなすことができます。

【信託報酬等の額】

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を受領しません。

【利益の留保】

第38条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産に留保し、期中には分配を行いません。

【追加信託金および一部解約金の計理処理】

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

【一部解約】

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

- ② 前項の一部解約の価額は、一部解約実行日の前営業日の基準価額から、当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

【信託契約の解約】

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であ

ると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

【償還金の委託者への交付と支払に関する受託者の免責】

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【償還金に関する支払時期】

第 43 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第 44 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 48 条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第 45 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと

きは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、第48条第4項に規定する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取り請求】

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を

請求することができます。

【利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付】

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません

【運用状況に係る情報】

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

【公告】

第 52 条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 14 年 1 月 11 日

平成 14 年 3 月 25 日 変更

平成 15 年 9 月 19 日変更

平成 18 年 5 月 1 日変更

平成 19 年 9 月 30 日変更

平成 19 年 10 月 1 日変更

平成 19 年 11 月 30 日変更

平成 20 年 5 月 16 日変更

平成 20 年 7 月 1 日変更

平成 21 年 6 月 30 日変更

平成 24 年 4 月 1 日変更

平成 25 年 1 月 4 日変更

平成 26 年 12 月 1 日変更

平成 28 年 4 月 28 日変更

平成 28 年 5 月 31 日変更

平成 29 年 8 月 22 日変更

平成 30 年 3 月 1 日変更

令和 5 年 2 月 28 日変更

令和 5 年 12 月 6 日変更

令和 7 年 4 月 1 日変更

委託者 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(付則)

第1条 第19条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日からの一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第19条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。